

<b>Title</b>	ロヒート・デー論文掲載にあたって：隠し立てしない娼婦による訴訟： インド憲法における性, 労働, 自由
<b>Author</b>	佐賀 朝, デー ロヒート, シュワインズバーグ アレクサンダー[訳]
<b>Citation</b>	都市文化研究. 24 巻, p.160-191.
<b>Issue Date</b>	2022-03
<b>ISSN</b>	1348-3293
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学大学院文学研究科：都市文化研究センター
<b>Description</b>	企画
<b>DOI</b>	

Placed on: Osaka City University

◇企 画◇

## ロヒート・デー論文掲載にあたって

佐 賀 朝

### 1. デー論文掲載の経緯

ここに掲載するのは、UCRCが2017～19年度に進めたJSPS国際的な活躍が期待できる研究者の育成事業「周縁的社会集団と近代—日本と欧米におけるアジア史研究の架橋」(研究代表・塚田孝/事務局長・佐賀, 以下, 育成事業)の海外招へい研究者の一人であるイェール大学のロヒート・デー氏の著書 *A People's Constitution: The Everyday Life of Law in the Indian Republic* (Princeton University Press, 2018) の第4章 *The Case of the Honest Prostitute: Sex, Work, and Freedom in the Indian Constitution* (「隠し立てしない娼婦による訴訟: インド憲法における性, 労働, 自由」)の全訳である。

ロヒート・デー氏は、現代インド政治社会史の傑出した若手研究者であり、2019年5月に大阪市立大学で開催した上記事業の総括シンポジウム(その1)「アジア諸地域の社会・近代化・史料」で初来日し、上記の著書をめぐるセッション「現代インドにおける「法と社会」」でご報告をいただき、日本の近世・近代史研究者と刺激的な議論を展開していただいた。

上記の育成事業は、大阪市立大学とイェール大学の間で長年にわたって取り組まれた日本史分野での周縁的社会集団に関する研究交流を基礎に構想された。多様な社会集団が自ら多くの史料を残す日本社会の特徴をアジア諸地域の近代化と比較することで、それぞれの地域の周縁的社会集団とその近代化の特質を明らかにしようとしたものである。具体的には、日本の日本史・アジア史の若手研究者がイェール大学やシンガポール国立大学(NUS)、上海大学での在外研究に従事するとともに、海外連携研究者を招へいして、大阪市大と海外連携先の間で多角的な国際共同研究ネットワークを構築し、日本と欧米圏のアジア史研究の新たな架橋を目ざしたのである。

特に、イェール大学とは、上記事業の一環として、2018年3月に大阪市立大学大学院文学研究科と同大学マクミラン・センターとの間で部局間交流協定を締結したほか、若手派遣研究者全員の長期滞在を受け入れていただいた。同大学所属の主要海外連携研究者と

して、ダニエル・ボツマン氏(日本近世・近現代史)には、上記協定の実現、若手派遣研究者の受け入れ・指導、また本事業の特徴である英語圏のアジア史研究者との「架橋」にも多大なご尽力をいただいた。こうした成果として、すでに本誌には、21号(2019年)に、オスマン帝国史を専門とする同大学のアラン・ミハイロ氏の論稿「狡兎良狗の帝国—オスマン期カイロの街路における暴力と愛情—」の掲載も実現している。

今回は、同様に、育成事業を通じて新たな交流を実現した政治史学者のデー氏の著書から、1950年代のインド共和国の娼婦たちが、インド憲法を盾として「売春する自由」を求めて取り組んだ訴訟に関する分析を紹介することとした。

### 2. デー論文に学ぶ

デー論文は、1958年にフスナ・バイという一人の娼婦がアラーハーバード高等裁判所に行った申し立てとそれをめぐる裁判の過程と論理を明らかにし、それが当時の政治社会に与えた衝撃と波紋について論じたものである。彼女は、1956年に制定された「女性・少女の不道徳人身売買抑止法」(SITA)が、インド憲法が認めた国民の職業の自由や居住・移動の自由に抵触するものであり無効であると主張した。

SITAは、1951年に発効した「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」を受けたものであり、性売買やそれを目的とした人身売買を公共の福祉に反するものと認定した。同法は、管理され他人による搾取の下にある性売買を禁じ、また州のマジストレート(地方長官)が性売買従事者をその居住地から追放することを可能とするものであった。SITAに繋がる性売買統制は植民地期から存在し、性売買従事者たちは、地方警察への贈賄や法制度の網をくぐり抜ける様々な手立てを通じて、こうした統制策と「共存」してきた。そこでは、娼婦と認定されることを拒み、「踊り子」を自称することもしばしば見られた。

しかし、フスナ・バイは、自らが公然と娼婦であることを表明し、家族の生活を支えるため、インド憲法が保障する職業の自由をSITAが侵害すると主張し

たのである。こうした彼女の戦略は孤立したものではなく、国内各地の多くの娼婦やその集団がこれを支持し、同様の主張や訴訟を展開した。そのため、彼女たちを救済すべき対象と想定し、SITAの実現を推進してきた中流女性運動家たちの指針や思想に痛打を与えたのである。しかも、この申し立てを審理したサハイ判事は、SITAは憲法が保障する職業の自由に抵触するとの彼女の主張に理解を示さしめ、彼の判示は、1964年に別の裁判でSITAの法的有効性が確認されるまで、参照され続けることになったのである。

ここには、周縁的社会集団＝サバルタンである彼女たちが、「救済すべき憐れな貧困女性」ではなく、インド憲法が認めた権利を主張し、行使する主体として現実に登場したことが示されていると言えよう。

さて、デー論文の注目点は多岐にわたるが、日本近世～近現代の性売買と「遊廓社会」に関する筆者の狭い関心から二、三指摘したい。

第一に、実質的に現代のセックスワーク論の主張と同様の主張が1950年代のインドに存在したことに驚かされる。戦後初期に性売女性が自立的な集団化を遂げ、性売買「労働」の自由を主張した事実は、同時代の日本とは相当異なる。SITAは、日本の売春防止法（1956年制定）と共時性を持つ。また、日本でも男性運動家が組織した赤線従業員組合による売春防止法反対運動の存在が知られている（藤目ゆき『性の歴史学』不二出版、1997年）。しかし、女性たちの性売買認識も含め、インドと日本では大きな差があるのである。

第二に、デー論文では、植民地統治期以来の性売買統制と娼婦たちとのせめぎ合いも描かれている。そこには、コミュニティの伝統に規定され、大家族の生計を支えるべく性売買に従事する「代々の娼婦」も登場する。ここに、日本とは相当程度異なる、戦前以来のインド地域社会における娼婦とそれに関わる社会集団の固有な存在形態が見出せる。これが、第一の点で述べた「戦後憲法」下の女性たちの独自の行動の条件にもなっているのではなからうか。

第三に、戦前～戦後におけるインド社会の一面をあぶり出す法史料と「法と社会」の視点の重要性である。近年、日本においてもデー論文が引用するダニエル・ボツマン氏の芸娼妓解放令（1872年）についての研究に関連して、「自ら性を売る」形式を採用した近代公娼制度の下で娼妓たちが、その形式を逆手に取り「自ら廃業する」ことを求める訴訟が、1870年代後半から多発した事実が明らかにされつつある。ここには、

時期とベクトルこそ異なるものの、移行期の女性たちが「近代法」を自らの「生存」戦略の手段として我が物としていく共通のプロセスが見出せるのではないだろうか。その点で、刑事・民事の裁判史料が持つ重要性和、そこから「法と社会」の視点で社会過程を復元する可能性も再認識できると言えよう。

### 3. 翻訳について

今回の翻訳は、先述の2019年5月に開催した育成事業の総括シンポジウムの準備過程で、筆者が担当する大阪市立大学大学院・日本近現代史ゼミにおいて、デー氏の研究の事前学習を行った際に、参加者の加来良行氏、松原弘樹氏、井ノ元ほのか氏が作成した仮訳を基にしている。その後、上記ゼミの参加者でもあったアレクサンダー・シュワインズバーグ氏（イェール大学ボツマンゼミ院生）が大幅に手を加え、翻訳した。

翻訳にあたっての留意点は以下の通りである。

- ・節題にあたる見出しには[ ]つきで番号を付した。
- ・原文中でのイタリックによる強調は傍点で表記した。
- ・（ ）は原著者によるものである。
- ・訳者注は〔 〕に入れ、文中に記した。
- ・人名は基本的にローマ字書きのままとし、地名は基本的にカタカナで表記した。なお、県レベル以下の地名は、原綴りを括弧に入れて示している。
- ・裁判名も英語表記のままとした。

なお、本誌掲載用の原稿作成にあたっては、育成事業の若手派遣研究者でもある藤本大士氏に校閲をご担当いただいた。関係者各位に深く感謝するとともに、ご著書の和訳・転載をご快諾いただき、出版社に和訳・転載許可の労を取っていただいたロヒート・デー氏、またデー氏との連絡を仲介、ご助言いただいたダニエル・ボツマン氏にも感謝したい。

現代インド政治史の専門家が訳出したものではないため、法律用語、裁判制度や地方行政に関する用語の選択には不十分な点があると思われるが、その点をご寛恕いただきたい。

とはいえ、デー論文が検討している現代インドの「法と社会」をめぐる事例の興味深さ、戦前～戦後期のインド社会における娼婦たちの存在形態とその「生存」をかけた政治的戦略とその社会史的意義は、十分に感じていただけるのではないかと思われる。読者諸氏のご批判とご指導、活発な議論を期待したい。

## 隠し立てしない娼婦による訴訟

—— インド憲法における性、労働、自由 ——

ロヒート・デー

訳 アレクサンダー・シュワインズバーグ

アラハーバード高等裁判所は、インド最大の州であるウッタル・プラデーシュ州を管轄している。裁判所は19世紀ネオ・ロマネスク様式のエレガントな建物であり、そこはいつも多くの人で埋め尽くされている。しかし、1958年5月1日に並外れて多くの群衆が Jagdish Sahai 判事の法廷に集まったということに、裁判所を頻繁に訪問する者も同意するだろう。圧倒的に男性ばかりの法廷の中に、珍しく若い1人の女性申立人があることに群衆は惹きつけられたのである。

申立人となった Husna Bai は24歳のイスラム教徒の女性であった。彼女が自分の職業は売春であると公然と述べたことにより、この訴訟の悪評がさらに高まることになった。憲法第226条を根拠に申請された Husna Bai の申立書は、その数年前に施行された「女性・少女の不道徳人身売買抑止法」(Suppression of Immoral Traffic in Women and Girls Act; 1956年制定。以下、SITAと略記)の合憲性を問うものであった。SITAは、憲法上で保障された人身売買禁止を達成するために制定された法律であった。しかし、Husna Bai はSITAは越権的(*ultra vires*)であると明言されるべきと要求した。なぜなら、憲法第19条に定められた職業の自由、すなわち、売春を職業とするという彼女の基本的な人権をSITAが侵害するからである。彼女は、SITAが自身の生活手段に打撃を与え、「憲法に基づいて確立されている福祉国家の目的に反する」と論じた<sup>1)</sup>。

Husna Bai の申立ては規定上の理由により1ヶ月以内に却下されたにもかかわらず、その訴訟はその法的・実的重要性とは不釣り合いなほど、インド中で多くの注目を集めることになった<sup>2)</sup>。訴訟はデリー、ボンベイ、カルカッタの新聞で大々的に報道された。新しく結成されたアラハーバード踊り子組合(Allahabad Dancing Girls Union)は訴訟を支援することを表明した。さらに、遠く離れたカルカッタに至るまで、いくつかの娼婦組合も同じように支援を表明した。最も重要なことは、Husna Bai の申立てをうけて、デリーの官僚と政治家の間でその問題を憂慮したやりとりが続けられ、それに関する膨大な文書が残されたことだった<sup>3)</sup>。一地方高等裁判所の小規模な申立

てに関して、大量の通信記録が存在していることは非常に驚くべきことである。というのも、政府の命運に重大な衝撃を与えた最高裁判所の訴訟でさえ、これほどの膨大な通信記録が生み出されることはなかったからである。内務省や警察官僚はこういった申立てが持つ含意について懸念を表明した。しかし、最も厳しく Husna Bai の問題を非難したのは、不道徳な人身売買の禁止を法制化するために実際にキャンペーンを主導していた女性国会議員やソーシャルワーカーだった。

Husna Bai の申立てを批判した者たちは、娼婦が憲法原理を引き合いに出したことに特に衝撃を受けた。というのも、その申立てに続いて、他の娼婦たちが同様の申立書をデリーやボンベイの高等裁判所に提出したからである。売春と闘争することが有した基本的人権に関する含意については、既にその数年前に法の制定者たちは痛感していた。最初の申立てのほぼ4年前であった1954年9月に、インドで最初の女性弁護士の中の1人でもあった、中央社会福祉委員会(Central Social Welfare Board)会長のDurgabai Deshmukh が Nehru (ネルー)首相に手紙を書いている。彼女はインドにおける「社会・道徳衛生」の調査結果に少し落胆し、以下のように指摘している。

売春や売春宿業を続ける権利を擁護する議論の中で、基本的人権を引き合いに出すという試みがなされたと聞くのは、ソーシャルワーカーたちにとっては辛いことである。(中略)憲法は繰り返し説明されなければならないし、自由についての我々の考えは変化を遂げなければならない<sup>4)</sup>。

Deshmukh は制憲議会のメンバーとして、そして、20年以上にわたる反売春運動家として、人身売買と強制労働を禁止する法の制定に尽力してきた。彼女はより大きな自由権を提唱しており、基本的人権条項の起草に積極的な役割を果たしていた<sup>5)</sup>。Deshmukh と彼女の同僚にとって、憲法とは自由なインドで女性が平等な市民としての地位を得る機会を意味するものであった。これは、平等な基本的人権の制度と社会改良に対する憲法の義務の両方を通じて達成されるものだった。運動家たちにとって、人身売買を公式に廃止する

憲法第 23 条は、自分たちの成功のシンボルであり、成功の手段でもあった。

Husna Bai や彼女に続いた同じような申立書は、新しい共和国の進歩的な計画に対する攻撃であると見做された。制憲議会は女性たちを娼婦という職業から解放させたいと考えていたが、その当の女性の側が、職業として売春に励み、「墮落の生活」を続けることを基本的人権であると主張したことは、憲法第 23 条の起草者にとって想像もできないことであった。特にこの件について論評した人々を驚かせたのは、幾重にも搾取されているグループだと信じられていた貧しいイスラム教徒の娼婦が、新憲法によって驚くべき進歩がもたらされたにもかかわらず、自らの職業を続けることを選んだだけでなく、自らの目的を達成するために、その同じ憲法の制度を使おうとしたことであった<sup>6)</sup>。

この忘れられていたエピソードは、ある「常識」に挑戦するものである。それは、インドで公民権が日常的に行使されたことによって、市民社会の領域から娼婦たちが排除されたという「常識」である<sup>7)</sup>。インドの売春に関する多くの研究は植民地時代に注目してきた。そのなかでも特に多かったのが、イギリス兵の衛生問題やヨーロッパ人娼婦の人身売買に対する（しばしば過度なほどの）関心や、初期のナショナリストやフェミニストによる社会改良主義的な関心であった<sup>8)</sup>。では、人種的な健全さ（racial health）や混血がより重要ではなくなるとき、売春問題はどのようなのだろうか。ナショナリストやフェミニストが国家の権力を管理するとき、何が起きるのだろうか。これらの疑問に答えるには、Husna Bai の申立てが役に立つだろう。

インド共和国において、女性であることは何を意味したのだろうか。公民権の研究者は 2 つの事象に対する国家の介入に注目してきた。第一が、ヒンドゥー教の家族法の法制改革であり、第二が、インド・パキスタン分離の混乱が広がる中で拉致された女性を、国が主導して奪還したことである<sup>9)</sup>。それらはともに、家父長制的な家のなかに女性の地位を固定することに関係していた。しかし、Husna Bai の事例は、我々が路上の女性に注目する必要があることを示している。

## [1] 新しい共和国で女性を構築する

1950 年、映画館には毎週数十万人のインド人が集まった。彼らは長編映画を見る前に、国が制作したドキュメンタリー映画を強制的に見させられた<sup>10)</sup>。インド映画局によって制作されていたこれらの映画は、国が市民を教育するプロジェクトの一環であった。1950



図 1 「私たちの憲法」（1950 年）のワンシーン。

年初めに映画によく行っていた者であれば、「私たちの憲法」（Our Constitution）という映画を見ているはずである。この映画のねらいは、「憲法の言葉が何を意味するかをインドの一般大衆」に説明することであった。映画のイギリス風のナレーションは、映像とともに、憲法が市民に与えた新たな権利について概説した。しかし、警察官が強盗を逮捕しているシーン（生命と自由の保護を描写している場面）のすぐあとに、カメラは別のシーンに移る。それは、柱にもたれかかっている、金がかかった服装をした、伏し目がちな若い女性の映像（図 1 参照）である。そのシーンには国が人身売買を廃止したことを告げるナレーションが入っていた。

人身売買の廃止と娼婦の解放は新しい憲法下で自由を想像させるのに重要であった。娼婦の映像に続いて、炭鉱労働者と寺院に入ることを拒否されている男のイメージが映ると、このことは明白になる。両者は他の 2 つの廃止された抑圧形態を示していた。すなわち、強制労働と不可触民制である。自由は、単にインド人による自治によって実現されるのではなく、娼婦、不可触民、債務労働者ら特定の自由でない人々に自由を保障することによっても達成されるべきであった。つまり、憲法は何百万もの自由でない市民に対する解放令なのであった。

他国で憲法がつくられているときに、（強制労働の形態をとる）奴隷制に対する疑問は既に生まれていた。しかし、娼婦が 1 つのカテゴリとして憲法に入ったことは、インド憲法に特有のことであった<sup>11)</sup>。国民会議派の政策の中では、アルコールの禁止、不可触民制の廃止、牛の屠殺の廃止、経済計画の導入などは異なり、売春規制は中心的な項目ではなかった。しかし、人身売買の禁止は憲法第 23 条において基本的人権と

して尊重された一方、禁酒、牛の屠殺、経済計画は国家の政策の指導原理にすぎないとされた。では、売春はいかにして憲法を中心部分にまで入っていくことができたのだろうか。

このことを理解するためには、インドの娼婦が植民地法によって完全に創作されたものであることを我々は認識する必要がある。古代インドの原典や中世の史料は娼婦というカテゴリーに言及しているが、この言葉が法的な重要性をもつことになったのは植民地統治下であった。19世紀を通じて、様々な女性が娼婦として分類されるようになった。そのなかには、寺院の踊り子、貴族の妾、高級娼婦、伝統的な音楽家、踊り子から、未亡人、女性浮浪者、町の市場にいるセックスワーカーまでもが含まれていた。

その結果、娼婦たちは国の規制と暴力の対象となり、不道德と疾病の源として表象されるようになった<sup>12)</sup>。植民地政府と新しいインドのエリートにとって、性的関係は家庭内、異性間に限って認められるものだった。植民地政府にとって、娼婦は性病と人種の混血に関する懸念の中心になった。一方、インドのナショナリストにとって、娼婦は、中流階級の家生活の理想に基づいた国民文化に対する脅威として現れたのであった。

19世紀から20世紀初期までの期間には、売春と法の関わりについて3つの時期を見出すことができる。すなわち、売春規制論（19世紀後半）、反人身売買（20世紀初頭）、売春廃止論（1920～30年代）である<sup>13)</sup>。売春規制論の時期には、兵士間で性病が広がることへの懸念に基づいて法が制定された。法の目的は売春宿を厳重に監視し、軍の娼婦を監督することであった。反人身売買の時期には、白人奴隷や異人種間結婚に対するインターナショナリストの不安が政府を動かし、政府が植民地におけるヨーロッパ人娼婦の存在に注目することになった。最終局面である売春廃止論の時期というのは、娼婦を整然とした風紀に対する脅威として見るインドの社会改良家とナショナリストが影響力を増大させた結果であった。3つの時期に共通していることは、売春が公衆に及ぼす影響への関心であり、娼婦そのものへの関心ではなかったことである。

では、制憲議会で何が変わったのだろうか。売春が憲法上の争点となったのは、制憲議会の中に多くの女性メンバーがいたためであり、彼女たちの多くは20年以上にわたって組織をつくってきた経験があった



図2 憲法制定議会の女性議員たち

全インド女性会議議長の Hansa Mehta は前列左から2番目に着席。写真は、Meera Velayudhan 氏のご好意による。

(図2参照)<sup>14)</sup>。制憲議会の議事が進行するかなり前に、その女性メンバーはインド共和国の女性のための包括的な計画を率先して示そうとしていた。1945年12月には全インド女性会議（All India Women's Conference; 以下、AIWCと略記）の会長 Hansa Mehta が、会員に対して以下のことを思い起こさせた。すなわち、インド人女性にとって、戦後復興は単に各所を修正するだけの問題ではなく、「我々の国民生活のすべて」を再建する問題であるということである<sup>15)</sup>。AIWCの会員は、様々な憲法から女性の権利を扱っている条項を集めるよう指示された<sup>16)</sup>。

1946年、AIWCは「インド人女性の義務と権利の憲章」(Charter of Rights and Duties for Indian Women; 以下、AIWC憲章と略記)を採択し、中央政府・地方政府に通知した。その際、AIWC憲章に盛り込まれた基本的人権と経済・社会的な指導が「憲法のない部分」を構成すべきと強く主張した<sup>17)</sup>。AIWC憲章は、完全なる市民的・政治的平等を主張し、国家の福祉機能の拡大を求め、女性の経済的な権利を推進した。こういった目標を達成するために、全国的・物的資源を総動員する必要があり、総動員は専門化された社会福祉に関する省庁のネットワークを通じてのみ可能であるという考え方が示された。これらの省庁は、既存の衛生・教育・社会事業を補うために利用可能な人材をすべて動員しなくてはならないだろうし、この目標を達成するために、省庁が教員・医師・看護師・ソーシャルワーカーを訓練することになるだろうと記された<sup>18)</sup>。

したがって、AIWCの構想では、社会での正当な

地位をインド人女性に保障するため、政府の諸機関は社会福祉の目的と結びつけられるものであった。逆に言えば、社会福祉は女性の特別な責任と見做されるものであった。Purnima Banerjee は、制憲議会の女性メンバーの死亡や辞任によって席が空くたびに男性が入ることに不満を述べている。Banerjee は、「国家の基礎は完全に変わり、警察国家はもはや存在しない。そのため、教育や保健など特定の社会機能が現在の国家の発展の主要な項目のなかでも重要である。このことが、政治の場において女性が関わることを不可欠なものとした」と指摘している<sup>19)</sup>。

そのため、制憲議会の女性にとって、自由は明確な意味をもっていた。彼女たちの視点から見た場合、自由は男女間の形式的な平等を意味しただけでなく、実質的な平等をもたらすために介入する国家の自発的な義務も含んでいた。憲法第 15 条は性別・人種・カースト・宗教・出生地による差別を禁止したが、女性や子どもに対して特別に配慮することを国が禁止しないことも規定していた。この条件によって守られる場における対策には、女性の要望を満たすための福祉国家の機構を新たに創設することが必要になるはずだった。このような状況下で、国家が、娼婦を解放するために著しく介入をすることを求められていると感じたのは当然であった。ナショナリストの女性団体の有名な指導者は、「高い精神的・道徳的価値を堅持し、女性を純粋性と自己犠牲の愛の象徴と見做す民主制のインドは、若い女性たちの一部が売春によって搾取され、貶められているのを黙認し続けることはできない」と述べている。インド独立後の女性団体の目標は、「自由なインドにおいて、このような搾取を終わらせ、この搾取による犠牲者を、女性であり労働者であることに自信と尊厳をもつ有益な市民として、名誉ある地位に復帰させる」ことであった<sup>20)</sup>。

制憲議会の女性メンバーにとって、売春規制と人身売買防止は喫緊の関心事であり、彼女たちの指針の中で重要な部分となった。AIWC 憲章の第 6 条は道德水準を維持するための女性の役割を強調していた。第 6 条はまた、劣悪な社会環境と経済的な貧困によって女性が無力で極貧となっており、そのような女性が不道德な行動に誘惑されてしまっていることを懸念とともに指摘し、人身売買を防止する法律の必要性を強調していた。AIWC は男性と女性に平等な道德水準を求めており、売春における男性の役割（買い手としても売り手としても）も違法とされるべきだと提案した。さらに、政府機関によって厳格に監督された、女性のための救助施設が設立されることも欲していた<sup>21)</sup>。娼婦に対するこのような新しいアプローチは、どのよう

にして娼婦は娼婦となるのかという疑問に支配されていた。女性団体は娼婦に関する調査を委託していたが、女性団体が焦点を当てていたのは、貧困、既存の家制度の下での抑圧、家父長制下の抑圧、インド・パキスタン分離独立による猛威を主要因として引き起こされた混乱などであった<sup>22)</sup>。このように、家族法の改正、経済的な機会の提供、誘拐された女性の奪還と社会復帰といった女性団体の主要な関心は、すべて売春に対する懸念から形成されていた。売春は自らの意思で選択するものではなく、外部環境の結果だと捉えられていたのである。

本章の導入部で簡単に論じたように、制憲議会は人身売買と begar と呼ばれる強制労働を禁止する第 23 条によって、売春問題に対処した。制憲議会の全メンバーは、売春が「社会的な悪」、「凶悪な行い」であり、女性を貶めるものであることに合意したが、何人かは売春を憲法の領域に入れることに慎重であった。T. T. Krishnamachari 財務大臣は、社会改良上の問題点を「基本的人権に持ち込」まないよう警告した。制憲議会のこの派の人々は、特に売春は法制化によって時間が経てば徐々に消え去る行為であり、これを憲法の中に永久に組み入れることは、インドの名声に汚点を残すとみなした<sup>23)</sup>。Krishnamachari に対抗するべく、数人のメンバーが立ち上がった。Bishwanath Das は制憲議会に対して、「上品ぶる」のをやめることとともに、「責任が男性に帰せられる女性の人身売買が存在することを認める」ことを要請した。制憲議会のメンバーは、新しい共和国では売春が存在する余地はないと明言した<sup>24)</sup>。第 23 条に売春の条項を入れることはそれほど論争にならなかった。しかし、女性のロビー団体が第 23 条を施行する法律を中央政府に制定させるのを納得させるために、さらに 6 年を要することになる。

特に、SITA が 1956 年に制定されたことによってのみ憲法第 23 条が施行されたこと、および、これが人身売買の根絶と娼婦の解放に明らかに成功していないことを踏まえた場合、第 23 条が憲法に組み入れられたことを我々はどう読むべきだろうか。独立後のインドにおける売春への抑圧は、女性市民に自由を与えるという観点から構築された。Gyan Prakash が気づかせてくれるように、自由は生得的な人間の条件というわけでは決してなく、さまざまな歴史的な行為を通じてのみ創造される。通常の娼婦は、Prakash の研究における債務労働者と同じように、19 世紀に異性愛の家庭から脱落した様々な女性が再構成される中で生み出された<sup>25)</sup>。Daniel Botsman が日本の遊女解放についての研究で説得的に論じたことは、「近代に

において社会関係を再秩序化し、統治のために新しい枠組みを構築するために利用されている観念」として、自由を理解する必要があるということであった<sup>26)</sup>。Botsman は、自由が「近代的権力の再編成事業」に必須の部分であるという考えに基づいて、その議論を展開している<sup>27)</sup>。第23条を憲法に入れることは、周縁化された女性のセクシュアリティを民主国家が規制すること、国家の発展に対する主要な経済問題として売春のイメージをつくりなおすこと、処罰化の言説を社会復帰の言説と入れ替えること、福祉を担当する機関や女性ソーシャルワーカーの役割の合法化などを円滑にすることとして理解することもできるだろう。

## [2] SITA の誕生：独立後における売春法規の形成

Husna Bai が異議申立てを行った SITA は、1956年に制定された。しかし、SITA が施行されたのは1958年であり、それは人身売買を終わらせるという義務が基本的人権として憲法に謳われてから何年も後のことであった。牛の屠殺の時は、Nehru の世俗主義や政治的衝動が原因で政府の熱意が高まらなかった。一方、憲法第23条の実施が遅れたのは、牛の屠殺の時とは異なっており、中央政府の政治的無関心があったからである。牛屠殺防止は単に国家の政策の指導原理に過ぎなかったのに対して、人身売買の禁止は基本的人権の領域にあった。中央政府には法律を制定することで、第23条を実施する権限が憲法によって与えられていた<sup>28)</sup>。SITA についての伝統的な語りは、不道徳な人身売買を抑制することがニューヨーク条約〔訳者注：1951年発効の「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」〕により国際法的な義務となり、インドがその義務に応じるために SITA を制定したというものである<sup>29)</sup>。しかし、実際は、SITA は女性団体と女性政治家による長期間続いたロビー活動の産物だったし、国家と社会福祉の新しい概念を反映したものであった<sup>30)</sup>。インドの女性運動の指導的な人々は人身売買を国家的な問題とするために、新たな協力関係を構築したり、既存のネットワークを活用したりすることができた。

Durgabai Deshmukh は、計画委員会 (Planning Commission) の委員として、中央社会福祉委員会を設立するための基金を指定した。同局は女性団体に資金提供し、SITA の根拠となる社会的・道徳的衛生に関する全国調査を委託していた<sup>31)</sup>。この調査を委託され、実施したのは社会・道徳衛生協会 (Association for Social and Moral Hygiene; 以下、ASMH と称する) であ

る。ASMH は、ロンドンの主要な売春廃止運動団体であり、伝染病 (予防) 法の廃止を求めたイギリスの廃娼運動の中から1914年に生まれた団体であった<sup>32)</sup>。インドではイギリス人女性の Meliscent Shepherd が ASMH を指導し、1928年から ASMH は軍隊と一般大衆のための売春宿のいくつかを閉鎖することに成功した<sup>33)</sup>。ASMH はロンドンから植民地政府に圧力をかけ、植民地官僚とより良い連携を生み出すことに関心を向けていた。そのため、ASMH はナショナリストの団体から疑いの目で見られていた。

しかし、ASMH はインド独立後に完全に変化を遂げることになり、その変化の指揮をとったのが、Rameshwari Nehru であった。彼女は著名なガンディー主義のソーシャルワーカーであり、Nehru 首相のおばでもあった<sup>34)</sup>。インド独立後の ASMH は積極的に会員募集を進めていき、すべての州と140以上の県においてその地位を確立した。組織としては、ASMH は独立前、ロンドンから資金提供を受けていたが、独立後は計画委員会を通じてインド政府から支援を受けることになった。福祉事業の促進はもはや、無秩序で私的な博愛事業の単なる思いやりではなくなっており、福祉国家の主要な関心事となっていた<sup>35)</sup>。第二次五ヶ年計画では、売春制度の廃止が国家の経済にとって重要な問題であると述べられた。しかし、ASMH は、政府が憲法上の規定を実施する国家法の制定に消極的であったことに失望した。そのため、議会の女性議員に援助を求め、国民会議と共産党の議員によって構成される政党横断的な部会を結成した。彼らは議会両院に議員法案を提出し、法制化を怠っていた政府を強く非難し、首相や内務大臣をしばしば訪問し、1956年の SITA 制定につなげた<sup>36)</sup>。

では、人身売買を抑止する国家法はなぜ必要だったのであろうか。重要なことは統一性であった。ASMH は既存の州法の範囲を調べたのち、憲法で保障された個人の移動の自由が国家の計画を困難にし、管轄区を越えた人々の移動によって、人身売買のような問題を州が処理することを無力なものにしているという懸念を表明した<sup>37)</sup>。さらに、いくつかの州は人身売買を規制する何かしらの法律をもっていたものの、そのような法令はほとんど実施されておらず、遵守されてもいなかった<sup>38)</sup>。

活動家は政府に対して、法令は売春に厳しくなくてはならないが、「娼婦に対する配慮、いやむしろ、優しさを示さなくてはならない」と勧告した<sup>39)</sup>。法律は女性を標的とするよりも、むしろ売春への入口を閉ざし、またそこから出るいくつかの出口を開く必要があった。ASMH の特別委員会は調査の過程で、売春を法



律で禁止することはできないという考え方を多くの人々が表明していることに気づいた。なぜなら、インド憲法が基本的人権としてあらゆる職業に従事することを認めていたためである。しかし、ASMH が主張したのは、売春を支える仕組み、すなわち、売春斡旋業者や売春宿経営者のネットワークを破壊し、借家法、公共空間の規制などを実施することによって、売春を撲滅できるであろうということであった。

ASMH の特別委員会は罰としての罰金や投獄には批判的だった。委員会が既存の処罰制度に同意しなかったのは、しかしながら、娼婦の権利という観念に基づいていたからではなかった。委員会の報告書では、女性たちを助けるためには、短期間刑務所に入れること（その後、彼女たちは以前の生活に戻ってしまうと考えられた）よりも救済施設に拘留した方が効果的であると論じられていた。したがって、ASMH は保釈された女性を引き取る者が売春斡旋業者などの人々である可能性が高いことを前提として、法廷はほとんどの場合において保釈を認めるべきではないと勧告した。委員会は、被告人に立証責任を負わせ、非公開で迅速な公判を実現するという、新しい刑事裁判制度を提案した。報告書によれば、このように修正された法的手続きでは、逮捕された女性をより人道的に扱い、彼女たちの警察への協力を確実にし、事件に関わった他の者たちを捕らえることを可能するだろうとされた。有罪となった女性の保護施設への収容を強制すべきことや、悪影響を及ぼす可能性が高い常習犯だけを投獄すべきことも主張された。

ASMH 委員会の立法へのアプローチは、売春に対処する既存の法令とは重要な違いが2つあった。その違いとは、ASMH が救済と社会復帰を等しく重視したことと、この問題を扱う専門家と女性ソーシャルワーカーを擁する官僚組織を国が創設することを要求したことであった。

ASMH とそれに関連していた人々が国家を「女性化」するという目標をもっていたことは同時期の西洋の人々と大きく異なる点である。Regina Kuenzel は、「墮落した女性」の問題に取り組んだアメリカ人社会改良家の研究のなかで、社会福祉事業の専門職化は、女性の価値に関する古い倫理観を「男性化」することに関係していたと論じた。1920年代および1930年代のアメリカの社会改良家たちは、未婚女性の問題に対処する権限をもつ役職で、男性がもっと存在感を示すことを奨励しようとしていた。そのため、特に男性スピーカーを会議に招待し、事業のなかでの女性の影響力を減らすため、保護施設のアドバイザーに男性を任命していた<sup>40)</sup>。それとは対照的に、インドの社会改良

家は男性の役人を疑いの目でみていて、警察官から裁判官にいたるまで、政府のあらゆるレベルで女性をより多く配置させる運動を起こした。ここで強調されたのは、女性特有の質ではなく女性の代表性である。つまり、女性の方が男性よりも女性の考えをよりよく代弁することができ、女性のニーズを理解することができるという信念である。インドの独立によって、女性運動家たちは社会改良の提唱者から実際に改良を実施する者へと変わっていった。

地方には既に、犯罪行為の規制と違反に対する処罰に関わる反人身売買法が存在していたが、SITA はそれらの法律とは異なっていた。SITA は、娼婦の救済と社会復帰のための入念につくられた政府計画を示し、警察の行き過ぎからの防御手段をつくることを試み、女性によって構成される社会福祉の官僚制度の基礎を築いた。SITA は、制限・処罰の措置、行政上・手続き上の問題、矯正と社会復帰への取り組み、の3つの部分を有していた。SITA は女性個人による売春行為を禁止しようとはしなかったが、売春関係行為、特に売春宿の管理、売春の斡旋、誘拐を抑止しようとした。罰則に関する最初の条項では、売春宿を経営すること、または売春によって女性が得た収入で他者が生計を立てることを犯罪とした。第二の条項では、女性を誘拐・拘禁すること、または女性を売春業に仕向けることを禁止した。

SITA は売春を完全に禁止しなかったものの、宗教的な礼拝の場所、教育機関、ホテル、病院、老人ホーム、警察・マジストレート (magistrate) から指定されたあらゆる地域から200ヤード (約183m) 以内で売春を行うことを犯罪とした<sup>41)</sup>。また、公然と性行為に誘う行為、すなわち、公共の場所もしくは公共の場所から見えるところで、言葉、態度、「女性の身体の意図的な露出」によって誘う行為も犯罪とした<sup>42)</sup>。

SITA の手続きに関する条項は、SITA に基づいて有罪判決を受けた者を2年から5年の間、保護施設に拘留する権限を法廷に与えた<sup>43)</sup>。裁判所は、このような犯罪者に執行猶予をつけて釈放する裁量権を持っていなかった。SITA は、200ヤード・ルールを破った女性を自宅から立ち退かせる権限をマジストレートに与え、風紀を乱すとマジストレートが判断した女性を管轄区から追い出す大きな権限をマジストレートに与えた。

ASMH は、型にはまった警察行政によっては売春問題に対処することができないと確信しており、中央政府に特別な警察官僚を任命させるロビー活動に成功した。この警官は女性警察官や民間諮問機関から支援を受けることになっていた。その諮問機関は、なるべ

くなら女性の主要な社会福祉職員によって構成されることが望まれた。この特別な警官は、令状なしで逮捕する権限を持つことになっていた。さらに、犯罪のために使われたと疑われる場所を令状なしで捜査することができた。しかし、捜査を行うには、少なくとも1人の女性を含む、適切な証人2人を同伴する必要があった。

最後にSITAは、国が法令に則って保護施設を設立することを規定した。また、国からその目的のための認可を受けていない限り、慈善団体を含む他の関係団体は保護施設を維持できないことも規定した。SITAはまた、1956年に可決された「女性・子ども施設(認可)法」(Women and Children's Institutions [Licensing] Act)を伴った。同法は、ASMH会員であるSeeta Parmanandによって起草されたものであり、国が民間施設を認可する場合の幅広い指針を策定していた。1956年に制定されたSITAが、既存の地方の法と実際に異なっていたのは社会復帰に関する取り組みであった。

### [3] 代表的な娼婦：Husna Bai とサバルタンによる法動員

SITAは1958年5月1日について施行された。同じ日に、Husna Baiはアラーハーバード高等裁判所に申立てを行った。彼女の申立てのタイミング、そして、SITAがまだ彼女に適用されていないという事実からいって、彼女の申立ては尋常ではなかった。Husna Baiよりも前に行われていた、娼婦による反人身売買法や市の条例への異議申立ては、実際に娼婦たちが問題に直面したあとに行われたものであった<sup>44)</sup>。つまり、彼女たちがすでに逮捕されたり、自宅から強制退去されることが分かっていた後のことであった。それゆえ、警察や地方自治体による最初の介入の結果として、娼婦たちは法廷で争うことになったのである。

Husna Baiの申立てはこのような形式と根本的に異なっていた。このことは、SITAが施行されるかなり前に、彼女がその法律の含意を認識していたことを示している。彼女は法廷で争うための資源や戦略を有していた。取り巻く環境から判断すると、Husna Baiの申立ては禁酒の訴訟におけるFram Nusserwanji Bulsaraの申立て〔訳者注：デー氏著書の第1章で言及されている〕に似ていた。もっとも、彼女の申立ては判例となりうる重要な訴訟であるとは言われなかった。むしろ、それはより大きな集団の代表として法律に挑戦する、個人の申立てであった。

新聞はSITAの法制化とそれに至るまでの議論を

広く報道した。警察とソーシャルワーカーたちは、ともに娼婦たちと接触する集団であるが、この法律の起草に関わっていた。ASMHは調査を行い、多くの娼婦たちに彼女たちの職業をめぐる状況についてインタビューしている。その結果、SITAが娼婦たちの心理に恐怖を生み出していることが分かった。1965年にインタビューを受けたMaryは、デリーのGB通り(Garstin Bastion Road)〔訳者注：売春宿が集まっていた通り〕で仕事に励んでいたが、1958年にデリーを離れアグラに向かったことを思い起こしている。なぜなら、彼女は、SITA施行によって予想された警察の捜査をひどく心配したからである<sup>45)</sup>。特にウッタル・プラデーシュ州の娼婦は、国民会議派が政権を握っていた1950年代は厳しい時期に直面していた。同州カンプール市(Kanpur)でインタビューを受けた娼婦たちは、アメリカ軍の撤退、ザミンダリー(zamindari; 土地改革の一環として資産が再配分された土地貴族のこと)の廃止、インド・パキスタン分離独立時の多数の裕福なパトロンの移住の後には、顧客の数が減ったと証言した<sup>46)</sup>。SITAが施行されたことにより、娼婦たちはこれ以上我慢することができなくなったのである。

売春業に関わった人々がSITAの含意に気づいていたことは明らかだった。この法律と法廷で争うため、デリーのGB通りとカス市場(Kath Bazaar)の客や商人から資金が集められていた<sup>47)</sup>。SITAが施行される前日には、職業的歌手・踊り子協会の会員であると主張する75名の女性が、議会の外でサイレントデモを行った。彼女たちは1日を議会の北門の近くで過ごし、意見書を発表した。意見書では、彼女たちの職業を抑圧することが、品位ある地域にその職業が広がっていくことにつながるだろうと述べられた<sup>48)</sup>。

一方、Husna Baiがアラーハーバードで申立てを行った日に、市の歌手、踊り子、「悪い評判」の女性たち約450人が、SITAに反対して組合を結成した。アラーハーバード踊り子組合は、「憲法によって保障されている、あらゆる職業に従事する権利を同法が明白に侵害している」ため、SITA施行に抗議するデモを行い、同法の無効を訴えるために法的な手段を取ると声明を出した<sup>49)</sup>。同時に、カルカッタの赤線地帯の娼婦のグループは、政府が別の生活手段を提供しないならば、ハンガー・ストライキを執行すると脅した。カルカッタの組織の代表をつとめていたBrojobala Dassiは記者会見を開き、この法律は1万3000人の娼婦を貧困に陥らせるだろうと述べた<sup>50)</sup>。

Husna Baiが申立てを行ってから1週間もしないうちに、MahrooとRam Pyariというデリーの2人の娼婦がパンジャブ高等裁判所に対して、Husna

Bai とほとんど同じような申立てを行った。このデリーの申立てでも、SITA が憲法第 14 条と第 19 条によって守られた権利を侵害すると主張し、国に対しても家主による申立人の立ち退きに対しても一時的な執行猶予を要求した<sup>51)</sup>。政府はこのような異議が出ることを明らかに予測していた。SITA を立案した内務省は、Husna Bai の申立てについて、「想定どおり、アラーハーバードの娼婦が高等裁判所に SITA の合法性を争う申立書を提出した」と記している<sup>52)</sup>。

つまり、この状況が示唆していることは、Husna Bai の申立てが単独の個人による行動であったわけではなく、SITA に抵抗する北インドの娼婦のグループが、一致協力して行った一連の運動の一環であったということである。このような運動は、「SITA 制定に伴うデモ、組合結成の動き、市民的不服従の脅威 (threats of civil disobedience)」を批判する論説が生まれることにつながった<sup>53)</sup>。

Husna Bai の申立てを我々はどう読むべきだろうか。彼女の申立てをよく見てみると、それは個人の英雄的な抵抗行為というより、むしろインドの至る所で売春に携わる、広範囲に組織されたグループによる集団行動の一部であることが明らかになる。SITA という新たな法律が、売春に携わる人々がそれまでに直面してきた圧力をさらに強め、長い間続けられていた行為を狂わせる恐れがあったことは明らかである。しかし、Husna Bai の申立てにより示された本当に根本的な特質を理解するためには、邪魔をしてくる国に娼婦が対応する方法として、他にどのようなものがあったかを考察することが有益であろう。

#### [4] 規制との共生：憲法訴訟に代わるもの

SITA より前に、娼婦たちは抑圧的な法と共生する方法を身につけていた。彼女たちが使用した方法はいくつもあり、それらはしばしば併用された。具体的には、抑圧的な法律を完全に回避するやり方と法制度と戦おうとするやり方があった。前者には、警官に賄賂を贈ることや物理的に監視を回避することなどが含まれ、後者には、政治的ネットワークを通じて申立てを行うことや法的に分類されるのを回避することなどが含まれた。売春を防止する法律が贈収賄の経済を生み出すということは、資料のなかによく記されている<sup>54)</sup>。SITA が制定される前、インドの娼婦は現金または現物で賄賂を支払うことによって、警官や政府などからの保護を買っていた。こういった慣行の存在を示す記録は、「インド伝染病法」(Indian Contagious Diseases Act) が 1868 年に可決された 19 世紀にまで

さかのぼることができる。この法律によって検診が義務づけられたが、娼婦が検診を回避するために賄賂を支払っていたことが知られている<sup>55)</sup>。

贈収賄によって既存の法律から逃れることは、インド独立後もしばらく続いた慣習であった。ボンベイの赤線地帯に関する 1962 年の社会科学的な調査研究では、娼婦の大多数が警察との関係は非常に良好であると述べており、その主な理由が現金の賄賂を贈っているからであったことが指摘されている。毎週の賄賂、すなわちハフタ (hafta) として支払われる金額は、週に 2~5 ルピーの間で変動し、たいていは警察による認可の見返りとして支払われた。〔娼婦の大多数が〕当局の機嫌を金で買っていたので、インタビューされた 350 人の女性のうち、逮捕されたのはわずか 22 人だった。そして、驚くほど率直な告白であるが、複数回逮捕されたことがある唯一の回答者は、自身が逮捕されたのは地元の警官に賄賂を贈ることを頑なに拒絶してきたからであると述べている。娼婦が逮捕されると最大 10 ルピーまでの罰金を科されるか、投獄される可能性があったことを考慮すると、経済効率が贈収賄の文化を支えていたと言える<sup>56)</sup>。

植民地期に売春防止法が制定されたことや、さまざまな道徳的な混乱が起こったあとに監視が強化されたことが影響し、国家の監視からうまく逃れようとする娼婦が現れることになる。記録された娼婦の数は、「インド伝染病法」のような抑圧的な法律が制定されたことで減少し、そういった法律が廃止されると増加した<sup>57)</sup>。そのような法律が施行されている間は、女性は自分を娼婦とは認めたがらず、国家の監視を避けるために潜伏するようになった。1953 年のインド国勢調査局の副登記官による報告によると、娼婦の数は 1931 年には 54,000 人いたが、1951 年には 28,000 人に減少している。副登記官による注記として、国勢調査上で娼婦として記録されているのは、公然とその職業に従事した女性だけであって、それより数が多い「秘密の」娼婦は把握されていないと記されている。副登記官によれば、何人かの女性は自らの職業は踊ることであると述べており、そのために調査上は踊り子と分類されているが、実際は娼婦であったという<sup>58)</sup>。

他の娼婦は、国家の監視から物理的に逃れることによって、その高圧的な統制を回避した。国家による赤線地帯の容認は、そのような地域とその居住者が警察によく知られていることを意味した。ボンベイやカルカッタのような都市では、年齢、住所、性病歴のような、かなり詳細な情報を記した広範な娼婦名簿を警察が保持することができた。より厳格な売春防止法と道徳の危機的状況は、より立ち入った取り締まりをする

時代へとつながった。一部の女性は赤線地帯を離れ、警察の情報網と距離をとることになった。

SITAの起草者は、これらの予想もしなかった結果に愕然とした。ASMHの会長であり、SITAの制定に尽力したRameshwari Nehruは、SITAの施行から6ヶ月後、内務大臣に文書を送った。文書は、新しい法律が「娼婦の心を脅かした」ことや、GB通りやカス市場のようなデリーの赤線地帯を一掃することで、一定程度有益な効果をもたらしたことなどに言及している<sup>59)</sup>。しかし、SITAの下で頻繁に訴追が行われたことで、パニックに陥った娼婦たちが、市内の他の地域に難を逃れて家から離れることになった。皮肉なことに、女性が赤線地帯に住んでいる限り、そのことは警察に知られているため、彼女たちは売春勧誘の罪により起訴され、処罰される可能性があった。しかし、一度街中に散らばると、警察が彼女たちを追跡するのは困難であった。Rameshwari Nehruは、彼女たちには他に生活手段がなく、また他の仕事を知らないため、以前の仕事に固執することとなり、新しい顧客を得るために「よりいっそう努力する」だろう、と警告を交え指摘した。Ashoke Sen法務大臣はこの訴えに共感しつつ、カルカッタの品の良い地域の住民からの苦情に言及している。その苦情とは、SITA施行後に娼婦がその地域にやってきたため、新法のまさにその目標が失敗しており、住宅街を不名誉な状況にしているというものであった<sup>60)</sup>。

作家のGhulam Abbasは、売春が規制から逃れるだけでなく、何かを生み出す力をもつであろうと見越していた。彼は短編小説で以下のような物語を描いている。娼婦たちが自治体の委員会によって追い出され、その街から遠く離れた地域へ移っていった。しかし、移った地域に客が行き交うようになり、小売商人、飲食店所有者、演奏家、大衆向けの宗教家までもがそこに引越して行くことになった。結果として、売春宿が新たな街の中心部を形成したのである。

娼婦は政府への直接的な陳情では、ささやかながらも成功を収めた。しかしながら、こういった陳情は権利の主張というよりも、むしろ慈悲または免除の要求として作り上げられた。19世紀から20世紀初頭にかけて、こういった要求はほとんどが個々の娼婦から政府当局に対する請願として行われたものであり、生活困難を理由として、政府当局の手助けにより自らを例外として認めてもらうことを求めたものであった<sup>61)</sup>。皮肉なことに、植民地時代の参政権は税と財産に関する認定に従って与えられたため、娼婦は選挙で投票することができる数少ない女性グループの1つであった。彼女たちはラクナウ(Lucknow)のようないくつかの

都市で隔離された地域に住んでおり、影響力のある有権者として現れ、特定の回路を通じて政治にアクセスすることができた。しかし、Gandhi(ガンディー)による独立運動の段階に入ると、立派な女性を闘争に加わらせる必要性が強調され、女性は謙虚さと礼節をもつことが強く求められるようになった。そのため、娼婦たちが政治にアクセスする回路は狭まり始めたのである<sup>62)</sup>。

## [5] 抵抗としての再分類化

一部の娼婦たちは、自身の物理的な存在を最小限にとどめ、国家から身を隠そうとした。一方、また別の娼婦たちは、法律の執行の論理と争い、自分が娼婦の定義には当てはまらないと主張することで、国家と無関係になろうとした。19世紀には、ボンベイの娼婦は婚姻していると主張することで、国家によって登録されることを免れようとした。ボンベイで「インド伝染病法」が施行されてから数日以内に、売春に関与する400名を超える女性が結婚した<sup>63)</sup>。同じように、1920年代にデリー市行政自治体が赤線地帯から娼婦を排除し始めた時にも、性的な接待をお金に変えてはいるものの、法令によって定義されるような公衆娼婦ではないと主張する女性もいた<sup>64)</sup>。ここでの重要な言葉は公衆(あるいは公共)娼婦である。

娼婦の法律上の定義から外れた者が存在し、生活しているという主張は民事裁判に持ち込まれ、部分的には成功し、部分的には失敗した。ラホール高等裁判所は、彼女たちが公衆娼婦である、つまり、自分たちは「いかなる時でも一般大衆が利用できる」と証明されない限りは、女性は自身の身体を売って生計を立てることができ、売春防止法の対象外となるという判決を下した<sup>65)</sup>。デリーに住む6人の女性は、公衆娼婦であることを理由に彼女たちを排除しようとした当局の通達に異議を唱えた。地方裁判所では敗訴したが、高等裁判所では彼女たちによる事実の解釈が聞き入れられることになった。例えば、Mussamat Bandi Janという女性はChandu Lalという男性の愛人として一緒に暮らしており、生活費として毎月220ルピーを受け取っていた。裁判所は、彼女が数年にわたって1人の男性によって独占されていたという事実が、彼女がすべての顧客に自身の身体を貸し出していたという意味での「公衆娼婦」の定義にあてはまらないことを示していると判断した。彼女が複数の男性の愛人として生活した経験があったことは証明されたものの、同時期に複数の人物と共に生活していたのではないことは明確であった。裁判所は、彼女が娼婦であることを認めたが、

「公衆娼婦」と呼べるかどうかは疑わしいと判決で述べた。

ヨーロッパの娼婦という概念を植民地期インドに移植することは困難を伴った。そして、その困難に起因して、踊り子というカテゴリーは法律上で一定の曖昧さを含むことになった。結果として、家父長制家族の外にいるほとんどの女性は娼婦として分類されることになった。この中には高級娼婦、ノーチ (nautch) と呼ばれる踊り子、寺院の踊り子が含まれていたが、彼女たちは全員、伝統芸能を演じ、維持する上で重要な社会的役割を果たしただけでなく、パトロンと上流階級向けの性的関係を結んでいた<sup>66)</sup>。インドのナショナリストにとって、踊り子は厄介なカテゴリーであった。ナショナリストや社会改良家にとって、この女性たちは近代のインドから排除されるべき、退廃的で古い秩序を象徴した。しかし、〔現代において〕職業として歌ったり踊ったりする行為は新たな社会的地位を得るようになった。「古典的」伝統の発見とともに、インドの音楽と踊りはナショナリストのプロジェクトの一部として持ち出され、文化的優位という西洋の主張に対して挑戦状を突きつけた<sup>67)</sup>。Gauhar Jaan や M. S. Subbulakshmi のような高級娼婦としての経歴を持っていたいく人かの女性は、国民文化の担い手として注目され始めた。

独立後のインドでは、音楽や踊りの古典的伝統が国民文化の不可欠な要素として持ち出された。1950年代のSITAを受けて、アラーハーバードの娼婦たちは彼女たちの組合を踊り子組合と呼ぶことに決めたが、これは戦略的なものであった。裁判所は数十年にわたり、歌手や踊り子という職業が売春業であることを必ずしも含意するわけではないとの判決を出し続けていた<sup>68)</sup>。Parbatti Dassi v. King Emperor 裁判は、1923年の「ボンベイ売春防止法」、同年の「ベンガル不道徳人身売買抑止法」、そして最終的にはSITAといった法律についての解説や法学参考書などで目立つ形で見直された。すなわち、弁護士がこれらの法で訴追される依頼人に助言するため、教科書を調べると、Parbatti Dassi 判決の特集を見つけることになるのである<sup>70)</sup>。

しかし、娼婦とは異なる踊り子として認識するかどうかは、完全にそれぞれの裁判官の価値観に依存していた。Municipal Board, Etah v. Asghari Jaan and Mt. Bismillah 裁判に対するアラーハーバード高等裁判所での判決は、歌手や踊り子として生計を立て、1人あるいは2人の男性に気に入られるために肉体関係を結ぶ女性は、公衆娼婦とは認められないとする重要な判例として引用された<sup>71)</sup>。

しかし、Asghari Jaan の訴訟を詳しく見ると、娼婦ではなく踊り子だと主張しようとした場合に、女性が乗り越えなければならなかったハードルがあったことが明らかになる。1927年12月、「娼婦のカーストに属している」と自認する15歳の少女であるAsghari Jaan は、新たに選ばれたエタ市議会から通達を受けた。その通達は、居住地で売春を行うことをやめるよう指導するものであり、それに従わなければ法的措置が取られるというものであった。通達には、大通りの近くの家で売春業を営むことを禁じた市の条例に、彼女が違反していると記されていた。この情報は太鼓を鳴らしながら大衆に伝えられた<sup>72)</sup>。

Asghari Jaan (と母親) は、自分は歌手兼踊り子であり公衆娼婦ではないので、その条例は自分には適用されないと主張した。訴訟のはじめに、Asghari Jaan は自分は処女であると言い、ある男性を証人として喚問した。彼はAsghari Jaan との性接待を買うことを彼女の母親に持ちかけたが断られていた者であった。しかし、市議会が喚問した証人は彼女の証言に異議を唱えた。その証人たちは、自分たちは「原告と親密な関係にあり、肉体関係を持った」と宣誓証言において主張した。Asghari Jaan は、女性の医師によって実施される処女膜の医学的検査を受けることを拒否した。というのも、訴訟が行われている間に、あるパトロンの愛人となって処女を失っていたからであった。訴訟は3段階の審理と上告を経たが、それぞれの段階で裁判所は彼女の職業について異なる判断を下した<sup>73)</sup>。

第1審では、Asghari Jaan が自身を娼婦のカーストに属していると認識していることが注目された。彼女の母親は過去に公衆娼婦であったことを認め、彼女のおばたちの大半もまたその職業に従事していた。裁判所は、インドでは「雇用の代わりに、性交のために自身の身体を使用すること」が許可されていた娼婦は、「利益のため、そしてさらなる魅力のために」、歌ったり踊ったりする技も磨いていたことに注目した。地方裁判所は、歌や踊りの方で多く稼ぐ女性もいたからといって、その女性たちが公衆娼婦とは異なるカテゴリーに分類されることにはならないとの判決を下した。

控訴審で裁判所は、この訴訟はAsghari Jaan の主な仕事が公衆娼婦なのか、歌手や踊り子なのかで決まると考えた。市は、彼女に歌ったり踊ったりする能力があることは認めたが、それが彼女の主な仕事ではないと主張した。それに対して、Asghari Jaan の弁護士は、彼女は芸能に熟練していると主張した。奇妙なことに、裁判所はこの点を決定するために、彼女に費用を負担させて専門家を喚問しようとした。その専門

家は、彼女が歌って踊るのを見て、法廷に証拠を提示することになった。その専門家に志願したのが、地元の弁護士であった A. A. Jilani であり、彼は Asghari Jaan による実演の準備に取りかかった。観客には、彼女の歌を聞いて、Jilani による彼女の評価を助けるために、「街で最高の訓練を受けた歌手たち」が集まった。Asghari Jaan は午前1時30分まで4時間にわたって実演しなければならなかった。法廷で Jilani は、彼女が相当な歌手であること、明らかにその芸能の訓練を受けていること、彼女の実演の中に7つの特性が認められたことなどを証言した。また、公衆娼婦としてみだらな性交に慣れている少女ならば、Asghari Jaan のように「美しく持続的な声を持つこと」はとてできないだろうとも付け加えた<sup>70)</sup>。

Jilani に専門技能を判定する資格があったかどうかは疑わしい。彼は、自分は音楽の訓練を受けてはいないが、12年間、踊り子の演技を見てきたと述べた。彼は以前にアリーガル (Aligarh) 市議会から任命され、娼婦の家屋を調査し、その価値を評価した経験もあった。彼の主張では、この調査を通じて、商売で歌う準備をほとんどしていない公衆娼婦の生活様式に詳しくなったということであった。民事訴訟法 (Civil Procedure Code) によって、供述を吟味したり、現地調査をしたりするための委員会を設置する権限が付与されていたが、男性が女性の歌を聞き、その女性の歌い手としての技能を報告するだけでなく、彼女のその才能から彼女の職業を推定するためにその権限が用いられたことに高等裁判所は驚愕した。

アラールハーバード高等裁判所は Jilani の証拠を無視しようとし、代わりに公衆娼婦に関する共通の理解を持ち出した。高等裁判所によると、公衆娼婦とは「通常、そして一般的に金銭と引き換えに客と性交し、口伝え、態度、誘導によって自身の職業を公然と宣伝し、認めている女性」を指していた。裁判所は、そのような女性は人々を引き込むために通常はバルコニーや通りに立っていることを指摘した。高等裁判所は、女性の家族が住んでいる可能性がある家、あるいは女性が投資した可能性のある家から彼女たちを追い出す前に、著しい道徳の墮落があることを示す証拠が必要になるだろうと述べた。そして、Asghari Jaan のパトロンも考慮に入れ、彼女を独占するパトロンが存在することから、2人の深い関係が「より長続きする関係」の様態を帯びている可能性が示唆されるとの判決を下した。したがって、彼女が公衆娼婦だとする理由はなかった<sup>70)</sup>。

Asghari Jaan の訴訟が明らかにしたことは、公衆娼婦を対象にした法律から逃れることは可能であった

が、それができたのはある程度の資産を持つ女性だけであったことである。民事訴訟は長期にわたり、費用も高くつくので、訴訟を行うには大きな壁があった。デリーの訴訟は5年かかったし、Asghari Jaan の訴訟は判決までに4年かかった。このような訴訟を起こすことができたのは、比較的裕福な女性だけであった。

娼婦として分類されることに異議を唱えるために、訴訟を起こすという戦略はしばしば成功した。しかしながら、この戦略は娼婦の間における暗黙の「階級区分」に基づいていた。公衆娼婦を対象とする規制から女性が逃れるためには、該当する期間において愛人や「キープされた女性」として、1人の男性に性的に独占されているか、あるいは付き合っていることを証明することが必要であった。裁判所は、高級娼婦のパトロンになっている上流階級の男性の性生活に地方自治体が干渉するのを防ぐ必要性を考えて、ある種類の性交を特別に認めたのである。

Asghari Jaan の訴訟における高等裁判所の判決が示すように、当局が著しい道徳の墮落を証明できない限り、女性が財産を投資した可能性のある家屋への居住権なども含めて、個人の財産権に干渉することを裁判所はためらった。このような分類が行われる中、規制を逃れることができたのは、より裕福な娼婦と認められた娼婦グループに属していた娼婦だけであった。裁判所の法解釈のパターンによって階級制度は強化され、一部の性産業の女性労働者たちは、他の女性たちを犠牲にして権利を勝ち取ることができた。一方で、性的な娯楽に対する男性の欲望は保護された<sup>70)</sup>。

## [6] 市民としての娼婦：古いナラティブを攪乱する

Husna Bai や彼女の弁護士は、難局を切り抜けるための古くからある多くの方法を使うことができたかもしれない。しかし、彼女はそういった方法と根本的に決別することを選んだ。たいていの場合、娼婦は国家の視線から隠れることで抑圧的な法律に対応してきたが、Husna Bai は国家の視線の中に自分自身をしっかりと置いた。申立書を提出するという行為は、国内で彼女の申立てが広く報道されたことから明らかなように、極めて公的な行為であった。Husna Bai (と従姉妹の Shama Bai) はアラールハーバード高等裁判所に対して、被告として5者の名前をあげた。それが、中央政府、ウッタル・プラデーシュ州政府、アラールハーバード県マジストレート、そして2人の私人である Husna Bai の家主たちであった。そのため、この訴訟は、デリーに位置する内務省、警察が執行する州政

府の権限のもとにある州政府、Husna Bai が居住する地方自治体の注意を喚起することになった。

Husna Bai は公然と反抗しただけでなく、同業者の間でよく使われた戦略も使わなかった。彼女は、法律のまさに根本に異議を唱えることができる憲法の条文を利用したのである。これまでの訴訟では、国によって違法とされたカテゴリーが彼女たち個人には適用されないと主張する女性に焦点が当てられていた。一方、Husna Bai はカテゴリーそのものに対して異議を唱えようとした。彼女は売春業が自分の家の代々の仕事であり、唯一の生活手段であると主張することで、憲法で保障された商売・職業の権利を主張した。彼女は、彼女個人がその法律から免責されることを求めたのではなく、娼婦全体の自由を主張したのである。

Husna Bai が自身の職業を公然と宣言したのは偶然ではなく、正当性のある法的助言に裏打ちされていた。裁判所は彼女の訴訟より前に、娼婦に分類されることを回避しようとする女性が、同時に売春防止に関する法律の合憲性に異議を唱えることをできないようにしていた。1956年、アーグラに住む数人の女性は、特定の地域から公衆娼婦を遠ざけることを目的とした条例に基づいて、市議会から立ち退きの通知を受けた。彼女たちは立ち退きに応じなかったため、刑事訴訟を受けることになった。刑事訴訟で彼女たちは、歌手ではあるが公衆娼婦ではないと主張した。同時に彼女たちの弁護士は、その条例が商売・職業の自由に対する彼女たちの権利を侵害しているという理由をあげ、条例の合憲性に異議を唱えて、憲法第226条に基づいてアラーハーバード高等裁判所に申立書を提出した。アラーハーバード高等裁判所は、女性たちが公衆娼婦ではないと主張するのならば、法廷で条例に異議を申し立てる立場にはない〔訳者注：当事者適格とはならない〕という理由で、申立てを却下した。つまり、刑事訴訟では娼婦であることを否定しておきながら、娼婦として働く権利を侵害しているとして法律の合憲性に異議申し立てをすることはできないということである<sup>77)</sup>。したがって、Husna Bai が売春防止に関する法律に異議を唱えるためには、自身が娼婦であると宣言しなければならなかったのである。

さらに、Husna Bai は、売春業が非生産的労働であるという公的な言説にも反対し、自らを、経済的権利を主張する、労働する市民であると主張した。彼女は自身が主たる家計支持者であると述べ、その理由として、従姉妹と弟2人が彼女の稼ぎに完全に依存していることを挙げた。彼女は売春業以外に生計を立てる手段がなく、結婚しそうにもないことを認めつつ、SITA が彼女とその家族の両方を困窮させ、それゆえ

に憲法に定められた福祉国家という目的を達成できなくするだろうと主張した。Husna Bai は、SITAこそが彼女を非生産的な市民にし、国家の負担にしているのだと主張し、売春業を非生産的雇用とする国家のナラティブに異議を唱えたわけである<sup>78)</sup>。

Husna Bai は自分自身を娼婦だと示すことで、娼婦についての議論を構成する前提（特に、娼婦を男性や経済的状况に抑圧された犠牲者とする議論）に異議を唱えた<sup>79)</sup>。もちろん Husna Bai の申立てを彼女の現実を示すものとして読むことに、我々は注意が必要である。にもかかわらず、彼女の申立ては、自分の意思でセックスワークをしている人に対応することを国家に強いる、多方面にわたる強力な行動であった。その行動は、数十年後の急進的なフェミニストたちに先じるものであり、インドの公共圏におけるおそらく最初の主張であった。

最後に、Husna Bai による申立てでは裁判のために最低限の定額費用しかかからなかった。このことは、民事訴訟を起こした場合に費用がかさむことは異なっていた。また、民事訴訟は平均5～6年かかるが、Husna Bai の申立てはアラーハーバード高等裁判所によって直接審理され、2週間以内に処理された。娼婦による申立ては、いくつかの段階を経て最高裁判所へ上訴されたものでさえ、長くても1年以内に処理された<sup>80)</sup>。侵害された権利を救済することに潜在的な効果があったことと、救済を得るために複数の議論の場所が利用できたことは、官僚と社会組織に一定程度の混乱を引き起こした。

Husna Bai の弁護士は2つの方面から主張を行った。彼らがまず主張したのは、SITA の様々な部分が、彼女の商売・職業の権利を不当に制限しているということであった。次に、彼らはSITA の第20項を攻撃した。同項は、娼婦であるとの疑いをかけられた女性を排除する、つまり、マジストレートの管轄下にある地域から娼婦を立ち退かせるための幅広い権限をマジストレートに付与していた。それらの主張は、次の2つの節でそれぞれ検討しよう。

## [7] 世界最古の職業に従事する権利

Husna Bai の1つ目の主張であり、最も大きな波紋を引き起こした主張が、憲法で保障された彼女の商売・職業の権利をSITA が侵害したというものだった。ASMH 委員会は、憲法はいかなる人も職業に従事する基本的人権を認めているので、当局がこの権利を否定せずに売春行為を禁じることはできないという解釈を警戒していた<sup>81)</sup>。SITA の起草者は、売春宿の

ような組織化された売春を支援する行為を違法としたが、公共の迷惑にならないという条件を満たせば、女性が個人で娼婦になることを認めることで、この問題を回避しようとした。

Husna Bai は、SITA は事実上、不当で違法な制限を課すことで彼女が商売を行うことを違法に禁じていると主張した。アラーハーバード高等裁判所は、売春を職業と見做すことができるかどうかを真っ先に検討しなければならなかった。Jagdish Sahai 判事は、よく知られた国のすべてにおいて、娼婦という職業が大昔から存在していたことについて熟考した。娼婦の起源を参照することは、売春について書かれたこの時代の文書に共通して見られる特徴である。この特徴が示していたのは、娼婦は嘆かわしい役割を担っているが、いつも重要な社会的役割を果たしていたということであった<sup>82)</sup>。こうした考え方を最も強く批判したのは、Kamaladevi Chattopadhyaya のような女性の活動家であった。彼女は、「品位を下げるような慣習を昔から行っていること、つまり、今ある社会の慣行を手放そうとしない、一掃されるべき時代遅れの過去の遺物」から売春が生まれたと主張した<sup>83)</sup>。しかし、どちらのナラティブも、社会的事実としての娼婦が存在していることと、売春に関与する女性が自らの選択権を行使することとはほとんど関係がないことを示唆していた。

対照的に、多くの娼婦が自分自身を職業人として認識し、性行為を仕事と見ていることは明らかだった。売春という言葉の口語 (kaam, dhanda, peshha を含む) は地方の言語で、娯楽とは何の関係もなく、「仕事」という意味であることが注目されてきた。社会・道徳衛生諮問委員会 (Advisory Committee on Social and Moral Hygiene) は、娼婦のうち、2つの大きなカテゴリーに属する者は自分の職業を恥じておらず、それを合法的な活動であると見做していることを明らかにした。1つ目のカテゴリーは先祖代々娼婦であった女性である。すなわち、男性が売春斡旋業者や音楽家などとして働く一方で、娘が家族を養うために慣習的にセックスワークを引き受けたコミュニティ出身の女性のことである。そうしたコミュニティには、ボンベイとゴアの Gomantak Maratha や Kolatis, マドラスの Basavi や Koyi, インド北部の Nutts や Bedias が含まれた<sup>84)</sup>。2つ目のカテゴリーはデーヴァダーシー (devadasi) である。すなわち、若い娘として寺院に捧げられ、地元の有力者に性的に利用された女性のことである。

こうした女性の多くにとって、セックスワークは彼女たちの幅広い技能の範囲のなかの一部に過ぎなかった。ASMH 委員会はインド北部の売春宿で多くの女

性にインタビュー調査を行ったが、インタビュー終了後、女性たちからもう少しここにいて歌や踊りを見ていくように頼まれたことに驚かされたという。この言葉をどう考えればいいのだろうか。おそらく、彼女たちがその職業に就いた経緯、彼女たちの暮らしていた状況、彼女たちがその場所から出ていきたいかどうかといったことについて、ASMH から詳細な調査を受けた後で、彼女たちは自らの仕事の芸術的側面も伝えることが重要であると考えたのであろう。複数の調査によって明らかになったのは、特定の家族やコミュニティに生まれたため、その職業に就いたと答えた娼婦が非常に多くいたことである。たとえば、カンパール市の娼婦のうち54%が代々娼婦を行う家系に属していた<sup>85)</sup>。

裁判官や国家側の人間にとって、歌手や踊り子を職業と見做す考え方を受け入れることはより容易であった。結局のところ、一部の女性たちは音楽の厳格な訓練を受け、大きな所帯を支えていた。芸術の訓練をほとんど受けていない下級の売春宿の女性も職業上の地位を主張した。しかし、国家当局や女性団体にとって、その主張を理解することははるかに困難だった。ASMH 委員会議長の Rama Rau 夫人は、委員会に伝えられたあるエピソードを提示している。それは、歌ったり、踊ったりすることもできず、教育も受けていない3人の娼婦が、彼女たちが生まれ育った発展していない村での生活より、売春宿での生活の方が好ましいと言ったというものであった。Rama Rau は以下のように述べている。

3人のひどく醜い老婆によって保護されていた、若くてかわいらしい3人の少女がいた。少女たちはその老婆のことを自分の母親であると言っていた。私たちが質問をすると、少女たちはこの街で暮らすことは幸せだと答えた。というのも、以前は村で暗闇のなかで暮らしており、畑で必死に働き、chakkis と呼ばれる石臼でとうもろこしを挽いては手に水膨れができ、新しい服も買えず、映画、ドライブ、パーティーといった新しい娯楽すらなかったからである。彼女たちは1日に数アンナ〔訳者注：1ルピー=16アンナ〕しか稼げなかったが、街に来ると3人で月に1000ルピーを稼げることもあった。また、午後8時から11時の間だけ働けばよかったので、残りの時間は好きなことをして自由に暮らせた。少女のうちの1人が私たちに話したのは、今では村にいる4人の弟を学校に通わせることもできるし、もう少しすれば、家族のために村にもっと土地を買ってあげたいということであっ



た<sup>86)</sup>。

Rama Rau 夫人は驚くべき率直さをもって、ASMH は「彼女たちの言葉に対して、適当な答えを見つけることはできなかった」と締めくくった。当時の娼婦の調査からは、娼婦間の階級区分だけでなく、娼婦の稼ぎについても我々は知ることができる。ボンベイのカマティプラ (Kamathipura) 地区で行われた ASMH 委員会の調査によると、その地区の3分の2の女性が仲介人の手数料を差し引いても、月に51~100ルピー稼いでいた<sup>87)</sup>。内陸部の工業都市であるカンプール市で行われた別の調査では、娼婦の53%が月に50ルピー以下、33%が50~100ルピー稼いでいることが明らかになった。したがって、娼婦の平均月収は68ルピーで、下級政府役人の月収に匹敵するほどであったと思われる。

Sahai 判事は、SITA のいくつかの箇所です売春は職業であると言及されているため、売春が憲法第19条第1項第g号の目的に沿った商売であることを国は否定できないと断言し、この議論に決着をつけた<sup>88)</sup>。最終的に判事が下した判決は、憲法第19条に「あらゆる職業、またはあらゆる仕事、商売、事業を行うため」とあり、そこで「あらゆる」という語が使用されていることは、市民が通常は自由にいかなる職業にも従事することができるということを明らかに意味しているということであった。判事は、インドの刑法の下でも売春自体は犯罪ではないことを指摘した。つまり、刑法は売春や違法な性交を目的とした未成年の人身売買・雇用だけを禁じていたのである<sup>89)</sup>。

裁判所は、公共の福祉のために、商売と職業の自由に関する権利を合理的に制限することを認めていた<sup>90)</sup>。しかしながら、複数の訴訟によって認められていたのは、制限的な法律によって市民が商売、業務、事業を行うことを「完全に妨げられる」のであれば、そのような制限は不合理で、無効になるということであった<sup>91)</sup>。Sahai 判事は、SITA に基づいて売春という商売に課される制限が、公共の福祉のために「合理的である」かどうか、そして売春への従事を事実上完全に制限してしまうのかが重要な問題であると繰り返し述べた。

Husna Bai の弁護士は SITA の2つの主要な規定を強調した。それらの規定は、彼女が独立した職業としてさえ売春を行う能力を間接的に制限するものであった。この2つの規定では、売春宿が定義され、売春の稼ぎによって生計を立てることを違法としていた。

SITA は組織的な売春を撲滅することを目的としていた。それゆえ、その主要な目的の1つが売春宿の閉鎖であった。SITA の第2条第A項では、売春宿が

定義されている。その定義では、別の人物の利益のため、あるいは2人以上の娼婦の相互の利益のために売春の目的に使われる家、部屋、場所、またはそれらの一部が売春宿であるとされた。したがって、事実上、複数の娼婦が居住していた場所はすべてが売春宿であると定義される。売春宿に住む女性はマジストレートによって退去させられ、その県から追い出されることもあった<sup>92)</sup>。

しかしながら、Husna Bai はモハメド・アリ・パーク (Mohammad Ali Park) 54-A に拡大家族で住んでいた。家族には、娼婦で共同申立人でもあった従姉妹の Shama が含まれていたため、SITA の定義では彼女の家も自動的に売春宿に指定された。デリー出身の娼婦である Mahroo と Ram Pyari による申立てでは、売春宿の定義があまりにも広範であるため、娼婦間でのいかなる関係や娼婦と友人・家族との関係が禁止されているとも主張した。そして、彼女たちが成人した子どもと暮らすことも妨げられているとした。カンプール市での調査では、半数以上の娼婦が2、3人の女性と一緒に1つの部屋で生活していた。家屋を共有していた娼婦たちの中には、狭い部屋に仕切り壁を置くことで、それぞれの女性が自分の住居を所有していることにし、それゆえに住居が売春宿に分類されるのを免れることができるようにするなどして、その法律に対抗する者もいた<sup>93)</sup>。

娼婦の生活の現実には、売春の稼ぎで生計を立てることを違法とした SITA の第4条第2項第a号からも影響を受けた。この条文で規定されていたのは、女性または少女の売春での稼ぎによって生計を立てていることを知っていながらもそれを続けている18歳以上のいかなる人物も、2年以下の懲役と1000ルピーの罰金が科されることであった。条文ではさらに、売春の稼ぎによって生計を立てていないということが証明されない限り、売春の稼ぎによって生計を立てていると推定される人々のカテゴリーが明確にされた。これらのカテゴリーに含まれるとされたのは、売春斡旋業者、娼婦の動きを管理し影響を及ぼす人物、娼婦と同居しているか娼婦といつも一緒にいる「いかなる人物も」であった。これらの規定は、売春斡旋業者、売春宿経営者、売春によって女性を搾取している人物を罰するために導入された。しかしながら、「いかなる人物も」という表現は、娼婦の両親や兄弟姉妹に至る広範な人々に及んでいた。もし娼婦が家族や友人と一緒に暮らしていた場合、同居人もそのような人物であると自動的に推定される可能性もあった。

SITA の元々の政府草案では、老衰しているか60歳を超えている娼婦の母親、あるいは21歳未満の娼

婦の子どもは免責されることになっていた。しかし、Rama Rau 夫人は内務省を説得し、母親に対する免責はなくすべきで、子どもに対する免責は 18 歳まで引き下げるべきだとした<sup>94)</sup>。AIWC は注釈において、母親は大人として物事をより知っており、より重い責任があるはずだと説明した。さらに、AIWC が考えていたのが、自分が売春を行うことで、親が起訴されてしまうのを避けるために、娼婦たちが売春をやめるかもしれないということであった<sup>95)</sup>。ASMH の委員が売春宿を訪問した際、老婆たちの存在に気づいた。老婆は娼婦が病気になる際には世話をし、医者に連れて行き、また、彼女たちにお金を貸したり、彼女たちの親類や友人のふりをしたりしていた<sup>96)</sup>。しかし、委員はこうした高齢の女性を疑いの目で観察し、その老婆たちが寄生虫のように娼婦に吸着している売春宿の女主人であると確信した。

売春は家族空間の外にある活動であると見做されることがよくある。しかし、Ashwini Tambe が指摘するように、家族と売春宿の間には、愛情、責任、支配の構造において強い類似性がある<sup>97)</sup>。実証的な研究によって明らかとなった娼婦の実態は、売春に従事する女性の多くが大家族とともに生活しているというものである。このことは、娼婦が家庭の領域から切り離されているという観念に異議を示すものであった。ほとんどの娼婦が、自分たちが働く都市にいる子どもや家族の生活を支えていただけでなく、村にいる家族にも仕送りをしていた。ボンベイでの調査では、娼婦の 3 分の 1 以上が毎月 10~20 ルピーを故郷に送っていたことがわかった。娼婦を構成していた者は多様であったが、SITA はすべての娼婦を一様に扱った。たとえば、ボンベイのカマティプラでインタビューを受けた娼婦のうち、通常は収入の半分に及ぶほどの手数料を売春宿経営者に渡していることを認めたのはわずか 36%であった<sup>98)</sup>。

Husna Bai が主張したのは、彼女がその職業に就くことが SITA の第 4 条第 2 項第 a 号によって不当に制限されているということであったが、Sahai 判事は彼女の主張に大いに納得した。判事は、外国とは違って、インドでは家族が共に暮らすことは一般的であることを指摘し、申立人の以下の主張にも同意した。その主張とは、両親や家族と共に暮らして家計を分担していても、家族から売春を奨励されたり、教唆されたり、手助けされたりしていない娼婦が多数いるはずだということであった。これをうけて判事は、そうした家族が娼婦の稼ぎで生計を立てていることや、売春を奨励していることが具体的に証明されない限りは、推定を働かせてその家族に負担を強いることは「極めて

危険を伴うものであり、危険を免れることができない」であろうと述べた。したがって、SITA の第 4 条第 2 項第 a 号は合理的なものではなく、女性・少女の不道德な人身売買を抑制するという目的との密接な関係が十分ではないという判決を下した。

判決のこの部分はデリーでも懸念を引き起こした。裁判所が明言したことは、売春が「職業、または少なくとも商売」であり、したがって、売春を、分別をもって制限することはできても禁止することはできないということであった。これに対して法務大臣は懸念を表明した。大臣は自分の顧問に書簡を書き、合法的に認められる商売と犯罪にはならないが公共政策に反している商売とを政府が区別することができるかを尋ねた。大臣がこのときに引き合いに出したのが嘘をつく行為であった。嘘をつくこと自体は法律上の罪ではないが、正当とも適切ともみなし得ない行為であった<sup>99)</sup>。

## [8] 自由の地理学：立ち退きと移動の自由

Husna Bai の 2 つ目の大きな異議申し立ては SITA の第 20 条に対してだった。当時の法律専門家は、「第 20 条は売春に関するすべての事業を終わらせる」と表現している<sup>100)</sup>。マジストレートは娼婦の情報を受け取るとすぐに、あらゆる女性や少女を自分の管轄の範囲から立ち退かせる権限を第 20 条によって与えられていた。その女性が裁判所の命令に従わなかった場合、本人および彼女を匿ったいかなる人物にも非常に高額な罰金が科された。これは SITA の第 7 条の制限に付け加えられたものであった。第 7 条の制限とは、宗教的な礼拝の場所、教育機関、病院、老人ホームなどから 200 ヤード以内における売春の禁止であった。

19 世紀以降、性病の蔓延に対する国家の懸念に関連し、国家は娼婦の移動を厳しく監視するようになっていた。研究者が明らかにしているように、公衆衛生分野における植民地時代の介入は、新たな地理的空間の創設と監視を通じた空間的なものであった<sup>101)</sup>。1864 年と 1889 年の「駐屯地法」(Cantonment Act) (訳者注：植民地インドにおけるイギリス軍駐屯地は cantonment と呼ばれた) と 1868 年の「インド伝染病法」(Indian Contagious Diseases Act) は、イギリス兵の間で性病の発生率が高まっていたことを危惧して制定された。これらの法律下では、売春宿と娼婦の強制的な登録、定期的な検診、性病に感染した女性の強制的な治療が求められた。この規制に従うことを拒絶した女性は、駐屯地や連隊用の市場から追放された。連隊用の市場での売春は、インド諸都市における隔離された赤線地帯の形成につながっていた<sup>102)</sup>。

軍当局は、「駐屯地法」の対象に入らない女性が駐屯地の外にいることを懸念し続けた。植民地政府は、軍事力を都市に拡大するのではなく、各自治体の法律を活用してその問題を解決することを提案した。兵士の立ち入り禁止場所を街全体とすることはできないため、各自治体は娼婦を隔離するために慣習法（不文律の原則）と新たな権限の両方を用いた。新たな自治体法や警察法によって、娼婦や売春宿経営者を追放し、公共の場で客引きをした女性を罰する権限が市当局に与えられた。国家は売春を廃止するためではなく、容認された地域に娼婦を押し込めるためにこうした権限を用いた。法律と警察の取締りにおけるこの変化の後に、ボンベイのグラント通り（Grant

Road）やカマティプラ、デリーのGB通り、カルカッタのソナガチ（Sonagachi）のような特定の赤線地帯が生まれた。

地方自治の統治機構は植民地時代に起源をもっていたが、1909年と1919年の政治改革はインド人の地方自治へのより大きな関与（および、それにとまなう変化）をもたらした。例えば、デリー市行政自治体は、特定の商業地区からの娼婦の立ち退きを要求する多数の請願を市民から受けた。選挙で選ばれた代表者が市政の多くを占めるようになると、赤線地帯に対する売春廃止運動が始まった。例えば、Asghari Jaan 訴訟では、原告の筆頭となったのはエタ市議会の副議長である P undit Shiva Datt であつたし、検察側の証人の筆頭には市議会議長の使用人と市の請負業者のいことなどが含まれていた<sup>103)</sup>。

インド独立に伴い、民衆によって選ばれた自治体の当局は警戒を強め始めた。彼らは以前に自らが作った、容認の地理学（the very geography of toleration）に異議を唱えた。そのため、娼婦や売春宿経営者は統治のこうした変化に対応することを余儀なくされた。カルカッタの訴訟では、迷惑であることを理由に訴追されることに、ある売春宿経営者が反論を試みた。反論の理由は、彼の売春宿が赤線地帯と見做されているところにあり、その売春宿の隣には告発されていない売春宿がいくつかあるからというものであつた。裁判所は、不道德な活動かどうかの基準とは社会の規範的な基準であり、裁判官や「新たな社会学や進歩的な道徳哲学を進めている人」の基準ではないとの判決を下し、売



図3 Shyam Benegal による1983年の映画「Mandi」（市場）のワンシーン。ソーシャルワーカーから市議会議員となった Shanti Devi が、売春婦に野次を浴びせられながら売春宿の閉鎖のためのデモを行っている。

春宿経営者の主張は棄却された<sup>104)</sup>。民主的な自治体による統治が発達するのに伴い、新たな公衆の道徳が現れたことは、1930年代の参政権の拡大と共鳴していたのである。

ウルドゥー語作家の Ghulam Hussain（訳者注：Abbas と同一人物）が記した1938年の短編小説「Aanandi」（「愉快な者」）は、市議会が市の中心部から zanan-e-bazaari と呼ばれる市場の女たちを追放しようとする試みに焦点を当てた。多くの娼婦が裕福で、実際に家や仕事場である売春宿を所有していたという事実により、市議会の試みは難しいものとなった。女性は追放命令に従うことを拒否しつつ、抵抗し、罰金を払い、懲役にも耐えた。しかし、最終的には市議会が勝利した。Hussain [Abbas] の短編小説は1983年に Shyam Benegal によって「Mandi」（「市場」）という題で映画化された。映画では、娼婦の追放が市による試みではなく、私的な社会改良運動として描かれた。また、ソーシャルワーカーから政治家になった Shanti Devi の存在が、男性だけで構成された市議会を活性化したことが描かれた（図3）。Devi は売春宿の女性たちに売春をやめるように要求した。娼婦たちが、売春をやめたら一体どうやって食べていけばよいのかと聞くと、Devi は糧を得るのがすべてではないと言いつつ、Hussain [Abbas] の小説と映画はともに、新たに権限を与えられた立法機関が、地域で道徳改良運動に乗り出した様子を描いている。

新たな憲法体制の下では、長期にわたって存在していた主権者による保障さえ覆る可能性があった。マレー

コトラ (Malerkotla) 市当局は、旧市街の売春宿街に居住していた Kanchan コミュニティに属する数人の女性に立ち退きの通達を出した。その女性たちには1913年に Sunami Gate 地区に住む許可が与えられていた。しかし、高等裁判所は、以前の主権者の決定が独立した議会の権利を拘束することはできないと判断した<sup>105)</sup>。

売春隔離論の時期であろうと売春廃止論の時期であろうと、あらゆる統制に共通していたのは娼婦と娼婦の幸福に対する関心の欠如だった。娼婦の容認と排除の背後にある統治原理は、病気、公衆衛生、道徳への懸念だった。娼婦は政府の支配的な論理に従って扱われた。SITA の第 20 条は地方自治体の権限を強め、全国のマジストレートに一律に権限を付与した。しかし、その規定は、公の秩序を維持したというよりむしろ、娼婦を援助し更生させようとした法律の中に調和しない形で存在した。

Husna Bai は申立てで、3つの理由を挙げて SITA の第 20 条を攻撃した。1つ目は、憲法によって保障されている、インド国内を自由に移動する権利とあらゆる地域に居住し定住する権利を侵害していることであつた。2つ目は、マジストレートに無制限の権限を付与しており、娼婦を分類するための合理的な根拠が説明されないかぎり、憲法第 14 条に基づく平等の権利を侵害していることであつた。3つ目は、こうした権限が、憲法第 19 条第 6 項で保障されている職業や事業を行う権利を不当に制限していることであつた。

Husna Bai が立ち退かされるのを懸念していたことは、裁判の被告のリストによって明らかになる。そのうちの 2 人が Abdul Hameed と Abdul Hameed Khan であつた。Abdul Hameed は裕福な実業家で、アラーハーバードの Lal Biri Works の所有者であり、Husna Bai が居住していたモハメド・アリ・パーク 54-A の所有者でもあつた。Abdul Hameed Khan は貸借人となっていた自分の部屋を彼女に又貸していた。この 2 人の男が Husna Bai を住居から強制退去させるためのいかなる行動を取ることも制止されるよう、Husna Bai は祈った。

Sahai 判事は、SITA 第 20 条が自由に移動し、インド国内のどこにでも住む市民の権利を侵害しているという理由で、この条文の合憲性に異議を唱えることにはメリットがあることをかなり強く主張した。判事は、この規定の下では、マジストレートが娼婦を「いつまでも」ある場所から立ち退かせる権限を持っていると指摘した。つまり、立ち退かされる期間や同じ場所に戻る事が禁じられている期間が定められていなかったのである。裁判所は、「いつまでも」立ち

退かせることは、人身売買と搾取を抑制するという目的とは関係がないように思われるので、それを合理的な制限と見做すことはできないと述べた。ある地域から娼婦を立ち退かせることは、単にその地域での売春を妨げ、別の地域に売春を移らせるだけであつた。つまり、そのような措置によって、女性はその職業から解放されることもなかつたし、女性の改心を可能にするわけでもなかつた。

Sahai 判事のような判決には先例が既に存在していた。1950年、ボンベイ高等裁判所は、居住と移動の自由が憲法によって保障されているという理由で、1923年の「ボンベイ売春防止法」に含まれていた、SITA に類似する規定を無効にしていた。Shantabai Rani Benoor の訴訟では、申立人はプーナ (Poona) の特別マジストレートから、1ヶ月以内にプーナ市から半径5マイル以上離れた場所に移るように命じられた。高等裁判所は、「インドの領土は非常に広大であり」、その命令を強制する方法はないように思え、あるいは女性がどこに行くかを警察が知る方法もないように思えると指摘した<sup>106)</sup>。高等裁判所に申し立てを行ったのは16名の女性のみであつたが、判決では、個々の立ち退き命令とそのより大きな効果との繋がりが強調され、プーナの340人の女性に出された通達が無効となつた<sup>107)</sup>。

Sahai 判事の Husna Bai への対応とボンベイ高等裁判所の Shantabai Benoor への対応はともに、1947年の「ボンベイ治安対策法」(Bombay Public Security Measures Act) に基づく立ち退き命令をめぐる訴訟において、ボンベイ高等裁判所が出した判決に依拠していた<sup>108)</sup>。この訴訟の申立人は、政治活動を理由に1948年にアームダバード (Ahmedabad) 市域から立ち退かされていた。憲法制定に伴い、彼はこの命令と法律が居住と移動の権利を侵害しているとして、異議を申し立てた。裁判所は、アームダバード市以外であれば広大なインド国内のどこにいてもできるため、そうした制限は合理的であるという主張を退けた。必要に応じて人々を移動させることができるという国家の考え方に対しては、憲法が制定されたことで大いに異議が唱えられるようになった。中央社会福祉委員会の Durgabai Deshmukh は、これを予見して、「憲法によって保障された個人の移動する自由が、国家の計画を複雑化させた。人々の動きを抑制する上で国は無力となる」と Nehru 首相に警告していた<sup>109)</sup>。

Husna Bai の主張は、SITA の第 20 条は恣意的であり、どの娼婦を管轄区域内から立ち退かせるかを定める幅広い裁量権がマジストレートに与えられてしまっているというものであつた。Sahai 判事は彼女の主張

を真剣に考慮した。判事は、「ある娼婦の事情が別の娼婦の事情とよく似ているかもしれないのに、一方を立ち退かせ、もう一方は立ち退かせないという決定はマジストレートの恣意的な意思に委ねられている」と述べた。女性を立ち退かせることが「公共の福祉のために必要」となるのはどのような場合であるかを定めた指針はなかった<sup>110)</sup>。

Husna Bai の弁護士が憲法の観点から議論を組み立てることをなぜ選んだかを検討することは価値がある。というのも、憲法制定以前の娼婦に関連する訴訟では、合理的な分類という考え方があり、同じカテゴリーの中では処遇が平等であるという考え方が広く行きわたっていたからである。「ウッタル・プラデーシュ州自治体法」(Uttar Pradesh Municipalities Act)のもとで、市が制定した条例に対して、1931年に複数の異議申立てが行われた。同条例は、娼婦が特定の地域に居住することを禁じ、逆に特定の地域に住むよう制限したのであった。

ある事例では、ウッタル・プラデーシュ州のハトラス(Hathras)の娼婦であったChanchalが、条例に違反したとして逮捕され、罰金が科された。その条例では、13の通りや地区が公衆娼婦の居住禁止地域と定められていた。1925年末時点でそれらの地域に既に家を所有したり居住したりしていた娼婦は、この規定から免れた。アラーハーバード高等裁判所はChanchalを無罪とし、その条例を越権行為であるとして無効にした。というのも、条例は公衆娼婦を禁じたのではなく、単に娼婦の任意の部類を禁じるものであったからである。Shah Sulaiman判事は、この恣意性が娼婦のある部類に利益をもたらし、別の部類には不利益をもたらす「不公平な区分」を生み出したと述べた。裁判所は、市議会が特定の娼婦や娼婦の集団を選び出し、彼女たちが特定の地域に住むことを禁止するのは違法であるという判決を下した。このような差別は、そうした条例を立案した意味をなくすだろうし、市が権限を委譲されていた「地域住民の健康、安全、利便性の維持」の要件を満たさないだろうと考えられた<sup>111)</sup>。

アラーハーバード高等裁判所は、禁止令は全体的かつ普遍的に適用されなければならないと述べ、裁判所は特定の集団に例外を設けることはできないと述べ、アグラ市によって制定された同様の条例も無効とした<sup>112)</sup>。アラーハーバード高等裁判所は以前に、法の目的を達成するために、1つのカテゴリーの中では平等に処遇することを要求する判決を下していた。しかし、Husna Baiの弁護士は新たな憲法の法理、特にその第14条を利用することを選んだ。

1952年、インドの最高裁判所は、法のもとの平等保護原則があっても、法律の目的を達成するために合理的な分類を行う余地はあると判決で述べた。しかしながら、有効な分類であるという基準を満たす法律となるには、明確な違い（その違いによって影響を受ける者と受けない者が区別できる）に基づいている必要があり、そうした分類はその法の目的と合理的な関連性を持っていなければならないとされた<sup>113)</sup>。

Husna Bai訴訟のSahai判事によると、SITA第20条は正当な分類の基準を満たせていなかった。判事が指摘したのは、娼婦を立ち退かせるべきかどうかを判断するために使用できる指針を、SITAがマジストレートに与えていないことであった。SITAの前文では、その法が「女性と少女の不道德な人身売買を抑制するために、1950年5月9日にニューヨークで署名された国際条約に従う」とだけ述べられていた。Sahai判事の言葉を借りれば、マジストレートには「あからさまで恣意的な権限」が与えられていた。そして、何かを判別するために、制御されていない権限を与える法律は憲法第14条に違反していた。Sahai判事は、「法令が明確な方針や目的を明らかにせず、意のままに選択する権限を行政機関に与える場合、どのように法令が適用されるかにかかわらず、その法令は差別的であると見做される」と述べ、アメリカの最高裁判所における〔訳者注：アメリカ合衆国憲法修正第14条の〕平等保護条項に関する判決を肯定的に引用した<sup>114)</sup>。

Sahai判事の判決にとって重要であったのは、判事がマジストレートの職務を行政権と同定したことである。植民地時代のインドでは、マジストレートは政府によって任命された、幅広い権限を行使する公務員であった。ナショナリストは、これによりマジストレートが司法権を行使する際には中立を保つ可能性が低くなると主張し、行政から司法を完全に独立させることを求めて運動を展開した。憲法第50条は、国家の公共サービスにおいて、行政と司法を完全に分けることを国家に求めている。しかし、行政改革は遅れ、行政から司法が完全に独立するのは1970年代になってからであった<sup>115)</sup>。

SITA第20条を無効とした判決は内務省の官僚たちをかなり驚かせた。SITAの起草者は、恣意性の非難を受けないように自分たちは慎重に考えていたと信じていた。彼らはBenoor訴訟におけるボンベイ州政府〔訳者注：1950-1960年の間はボンベイ州が存在し、1960年に同州は廃止された〕の経験から学んでいた。その訴訟では、「ボンベイ売春防止法」に定められた、立ち退かせる権限を与える条項を裁判所が無効とした。その理由は、影響を受ける人々に意見を述べる機会を

与えなかったからであった<sup>116)</sup>。このことが考慮され、SITA 第 20 条でマジストレートに対して明確に義務づけられたことは、疑われている少女・女性が娼婦であり、彼女をその地域から立ち退かせるべきであると判断する前に、彼女に証拠を提出する機会を与えることであった<sup>117)</sup>。法務大臣は、第 20 条は恣意的な分類ではないという基準を十分に満たしていると主張した<sup>118)</sup>。

SITA 第 20 条と立ち退かせる権限をめぐる議論は、より古くからある植民地時代の政府の倫理観と憲法によって可能になった新たな統治ビジョンとの間の緊張関係を反映していた。内務官僚にとって、第 20 条に基づいて与えられたマジストレートの権限は異例というわけではなかった。ある内務官僚が述べたように、「そうした裁量はしばしば司法官に与えられていた」<sup>119)</sup>。しかしながら、Husna Bai の主張は公民権の新しい基準に基づいていた。そのような基準は一連の裁判所の判決で繰り返し述べられていたし、判決のいずれもが Vivian Bose 判事の考えを反映したものであった。判事の考えでは、恣意性に関する判断基準は以下の通りであった。

感情や先入観に左右されない、公正で合理的で偏りのない人間の見解に映し出される、民主共和国の集団的良心が、異議が唱えられている法律を合理的で公平で公正であると見做すことができ、そして、現在のインドの状況において民主共和国に求められる自由を守るために、その法律が平等な待遇と保護を行っていると思えることができるかどうか<sup>120)</sup>。

それゆえに、Husna Bai が、合理的な分類について論じた古いアラールハーバードの訴訟ではなく、平等についての新たな憲法の法理に依拠することを選んだのは驚くことではなかった。Mt. Chanchal v. King Emperor 裁判と Mt. Naziran v. King Emperor 裁判の判決では、異議が唱えられている条例は無効であると判断されていた。なぜなら、その条例が異なるタイプの娼婦間での区別を行っており、売春全般をなくすという趣旨にそぐわなかったからである。2 人の女性は無罪となり、罰金の支払いを免れた。しかし、裁判所は市に対して、禁止令を全体的なものとし、「他の娼婦にその商売を行う自由を与えないようにするため、条例を再起草するよう勧告した<sup>121)</sup>。憲法の法理にある主要な動機は法の効力ではなく、市民の権利に対する制限であった。裁判所は、権利は制限されるが、そうした制限は厳密に精査されるべきであると認めたのである。

## [9] Husna Bai から Kaushalya Devi まで： ある裁判所判決の遺産

Husna Bai の申立ては人々の興奮を引き起こし、裁判所もその主張を受け入れたにもかかわらず、Sahai 判事の最終的な判決は穏当であった。判事は、SITA の第 20 条および第 4 条が違憲であるとする「申立ての書類にある程度の重要性」を見出したと指摘する一方で、それ以上の意見を表明することは控えた。そして、Husna Bai の権利はまだ侵害されていないのだから、申立書の提出は時期尚早であり、それを検討することはできないと述べた<sup>122)</sup>。Husna Bai は、彼女の家主が法的手続きによって彼女を脅かすという現実の可能性があるかと主張したが、その物的証拠を出すことができなかった。したがって、娼婦はその商売を行う基本的人権を持っており、売春宿の定義と SITA 第 4 条第 2 節第 a 号は違憲であるとする判断は、法的効力を持たず、単に傍論（判事が表現した、付随的法的拘束力のない見解のこと）の形をとったものであった。

新聞の見出しでは、SITA の有効性が認められ、Husna Bai の願いは叶わなかったと言い切られ、裁判は Husna Bai の敗訴となったと報道された<sup>123)</sup>。裁判所は SITA のいくつかの条項は違憲であることに言及していた。しかし、手続き上の理由をもって申立書が却下されたあとに残ったのは、アラールハーバード高等裁判所のたった 1 人の裁判官による法的拘束力のない見解であった。したがって、普通であれば、このことは政府にとって不安材料とはならないはずであった。

SITA を管轄する内務省は、Husna Bai の申立てを注視していた。その判決が下されてから、内務大臣は法務省に対して、法律改正により起こりうる影響についての詳細な意見を求めた。3 ヶ月にわたる協議の結果、法務大臣は内務大臣に対して、Sahai 判事の見解には法的拘束力がないことを保証することができた。したがって、その条項を違憲のものとして無効にする重大なリスクはないため、すぐに何らかの対策を講じる必要はなかった<sup>124)</sup>。

それにもかかわらず、Husna Bai 訴訟の判決は大きな話題になっていった。この判決は、SITA に異議申立てを行った最初期の訴訟（そして、SITA 発効からわずか 2 週間以内に判決が下された訴訟）の 1 つとして、この法律に関するすべての主要な解説で引用された。SITA に関するよく知られた解説として、Mazhar Hussein による 1958 年の解説があるが、Hussein は

解説に Sahai 判事の判決について記した新聞記事を掲載した。新聞記事が使われたのは、その訴訟がまだどの法学雑誌にも掲載されていなかったからである。Hussein は解説の序論で、SITA 第 4 条および第 20 条が不当な制限を課しており、憲法第 15 条および第 19 条に抵触することを Sahai 判事が認めたと指摘した。Hussein はラクナウを拠点とする弁護士で、いくつかの論文の著者であった。SITA に関する彼の解説は、弁護士のための主要な教科書であり続け、1960 年まではこの主題に関する唯一の著作であった。憲法の基本的人権規定が SITA に与える影響は、数年間、政府と女性団体の両方を悩ませていたものであり、Sahai 判事の判決は弁護士たちに指針を示すことになった。

SITA に関する事件はめったに上訴されることがなかったため、司法記録にその痕跡が残っていない。SITA の下で報告された高等裁判所判決のうち数少ない記録の 1 つは、ボンベイ高等裁判所に出された、ボンベイの Radhabai ビルに住んでいた娼婦に対する告訴であった。その告訴理由は、SITA によって禁じられていたにもかかわらず、彼女が学校、寺院、病院の近くで娼婦という職業に従事していたというものであった。彼女は自身が娼婦であることを認めたが、公場で客を勧誘したことは否定した。ボンベイ高等裁判所は、職業に従事する女性の権利が制限されるのは「公共の福祉」のためになる場合のみであると述べた。さらに、地域住民がその女性について不平を言うておらず、彼女が自分の部屋の中で職業を続けることを迷惑とは思っていなかったため、SITA に抵触する事件は起きていないとして、原告の請求は棄却された<sup>125)</sup>。

売春を取り締まろうとしてきた地方自治体の旧来の規制もまた、憲法上の問題に直面するようになった。裁判所によって判決は異なっていたが、一部の裁判所は Sahai 判事の判決で述べられた合理的な分類および恣意性に関する議論を検討した。例えば、マレーコトラのセッション裁判所（地方裁判所が民事裁判だけを扱う管轄区において、刑事裁判を扱う裁判所のこと）は、マレーコトラの旧市街における売春の自治体禁止令に違反したとして起訴されていた 13 人を無罪とした。その判事が表明した見解は、市の決議は憲法で保障されている商売・職業の従事に対する合理的な制限ではないというものであった。この無罪判決は高等裁判所で覆された。とはいえ、その理由は、自治体が Satta Bazaar, Quila Rehmatganj, 鉄道駅、城郭都市の外の地域を含むいくつかの地域を対象としていたという証拠があったからである。裁判所は、売春に対する制限は絶対的なものとはなり得ないことを認めた<sup>126)</sup>。

同様に、娼婦の Kamla China はデリーの悪名高い赤線地帯である GB 通りに住んでいたが、その地区から追い出され、裁判所で下された有罪判決に異議を唱えた。判事は、SITA の第 20 条の合憲性に関する Sahai 判事の意見を明示的に引用し、彼女を無罪とした<sup>127)</sup>。その後数年のうちに、高等裁判所に SITA に関する異議申立が繰り返し行われた。こういった異議申立はたいていの場合、売春を行ったために、または立ち退き命令を無視したために逮捕された女性の刑事事件から生じた。ボンベイ高等裁判所およびウツタル・プラデーシュ高等裁判所は、SITA の第 20 条は違憲であるとして無効にした。一方、アーンドラ・プラデーシュ高等裁判所は SITA を支持した。すべての裁判所が Sahai 判事の判決に言及した。そのみならず、この訴訟で女性側について弁護士たちは、売春と独立後の国家の関係についての複雑な議論を行った。

ボンベイ州のバーシー (Barsi) という街に住んでいた娼婦の Begum Kalawat は、マジストレートから通知を受けた。通知では、3 日以内に街から出て行き、オスマナバード (Osmanabad) に行くことが命じられていた。マジストレートはその命令を出す前に、いくつかの苦情を受け取っていた。その苦情には、彼女が公立小学校から 80 フィート〔訳者注：約 24.4 メートル〕以内のところまでその職業を続けていること、彼女のふるまいがみだらであること、少女たちが学校に行くときに彼女の家の前を通らなければならないこと、彼女がしばしば公道に立って自身を宣伝していることなどが含まれていた。マジストレートは、公共の福祉のために立ち退かせるべき娼婦のカテゴリーに彼女はあてはまると、一見して判断した。

Kalawat は高等裁判所に申立てを行い、SITA 第 20 条が平等、商売の自由、移動の自由に関する権利を侵害するものだという立場から主張を展開した。高等裁判所は、公共の福祉のために基本的人権を制限することが合理的であるかどうかを判断するために、「女性は自分の職業を好きで選ぶのではないことを忘れないでほしい」と指摘した。さらに、「彼女たちはかなりの程度、社会的条件によって、そしてほとんどの場合は彼女たちの意思に反して、この職業に強制的に従事させられていることが認められた。したがって、これらの訴訟に非常に過酷な判決を下してはならない」と続け、SITA 第 20 条を違憲であるとして〔訳者注：立ち退き命令を〕無効にしたのであった<sup>128)</sup>。

しかし、高等裁判所は、憲法第 19 条に基づく Kalawat の商売と職業に従事する権利を SITA が侵害しているという主張を妥当であるとは判断しなかった。Kalawat の弁護士は譲歩し、人身売買を禁止す

る憲法第 23 条と併せてその権利の制限を読むべきであると主張した。さらに、最高裁判所はそれ以前に、アルコール販売免許の競売を含む訴訟で、「国が違法、不道徳、または公衆の健康に有害な取引を禁止する権限を保持していることを否定することはできない。(中略) 有害物や危険物の取引や女性の人身売買を禁止する法律は違憲であると見做すことはできない。なぜなら、法律がそれらを完全に禁止することを定めているからである」と述べていた<sup>129)</sup>。

Shantabai Rani Benoor に関する判決では、1923 年の「ボンベイ売春防止法」が違憲であることから無効とされたが、ASMH 委員会はその判決を熟考し、懸念を表明した。その懸念とは、憲法第 19 条が何らかの制限を受けるようにされない限り、公衆の良識・道徳・衛生の利益のために、売春を規制するためのいかなる努力に対しても、第 19 条に基づく同様の訴訟が起こされるかもしれないというものであった<sup>130)</sup>。

アラーハーバード高等裁判所も、SITA が女性の商売と職業に従事する権利を侵害していることを認めなかった。高等裁判所は、女性たちが Husna Bai の申立てにおいて Sahai 判事が出した拘束力のない見解に主張の基盤を置いたことに言及しながら、ギャンプルやその他の「本質的に不道徳な」職業と同じように、売春を通常の立派な職業と同等であると見做すことはできないと判決した<sup>131)</sup>。高等裁判所の見解では、憲法第 19 条第 1 項第 g 号に規定されている「あらゆる職業」という言葉を、公共の福祉に与える影響を問うことなく、市民が選ぶいかなる活動にもあてはまると解釈することはできないのであった<sup>132)</sup>。

しかし、立ち退き命令を受けた 6 人の娼婦は、アラーハーバード高等裁判所に申立てを行い、国内を自由に移動することができる憲法上の権利に基づいて主張を展開した。裁判所は、彼女たちの主張はより根拠のあるものだと見なした。この裁判で、William Broome 判事は、SITA 第 20 条が売春をやめさせようとしたのではなく、娼婦の移動や居住地を統制しようとしていたという事実を強調した。第 20 条は娼婦に商売を止めることを要求したのではなく、管轄区の範囲から出て行くことだけを要求した。高等裁判所によれば、この要求は申立人の移動の権利に対する合理的な制限ではなかった。ちょうどこの頃に、合理的な制限かどうかを判断する際に考慮に入れるべき事柄について、最高裁判所はある判決を下していた。それは、「改善が求められる不道徳の性質、市民個人個人に及ぼす危害の程度、一般の人々にもたらすと当然期待される〔訳者注：制限の〕有益な効果」であった<sup>133)</sup>。Broome 判事はこの判決に従い、SITA 第 20 条によって訴訟

を起こされた女性は、娼婦をやめて、その場所に住み続けるという選択肢を持たなくなってしまうと考えた<sup>134)</sup>。女性が過去に娼婦であったという履歴は、娼婦をやめた後でもその女性を追放するための理由として使うことができず、どれほどの期間追放されるかについても制限がないのである。

アラーハーバード高等裁判所はこの訴訟を、「ボンベイ警察法」(Bombay Police Act) に関する直近の最高裁判決と慎重に区別した<sup>135)</sup>。その最高裁判決では、より大きな社会の利益のために、国家が個人の自由を縛ることができることを理由にあげ、危険な悪党たちを地区から追放する権限が支持された。アラーハーバード高等裁判所の Broome 判事は、悪党と娼婦が地域社会にもたらす脅威を区別した。悪党は暴力を犯す可能性があり、地域社会に対してより大きな脅威をもたらすものであるから、彼らの権利を制限する抜本的な措置は正当であるとした。一方、娼婦は最悪の場合でも道徳低下の脅威をもたらすに過ぎないとした。

Broome 判事は Husna Bai 判決の論法を踏襲し、下級マジストレートに委任された「指針がなく、制約も受けない権限」を攻撃した。判事が指摘したのは、指針がない場合、下級マジストレートは自分の恣意的な意思で基本的人権を制限するような決定を下すことができること、そしてその決定がより上位の関係機構から精査を受けないことであった<sup>136)</sup>。Broome 判事の異議の中核をなしたのは、行政当局によるこの権限の行使であった。ウツタル・プラデーシュ州側の弁護士でさえ、SITA 第 20 条が行政部に権限を与えるものと解釈されるのであれば、それは違憲であると見做されなければならないことを認めた。アラーハーバード高等裁判所は、反対尋問の欠如および理にかなった判断という要件の欠如を考慮し、SITA で記された手続きが「いくら想像力をたくましくしても」法廷での対審と同等にはなりえないと述べ、第 20 条下のマジストレートの権限がその司法上の権限に含まれているとする主張を退けた<sup>137)</sup>。それを受け、裁判所は SITA 第 20 条を違憲と宣言し、6 人の女性に対する訴訟を棄却した。

アーンドラ・プラデーシュ高等裁判所は、SITA 第 20 条の合憲性を支持する異なる見解を採用した<sup>138)</sup>。アーンドラ・プラデーシュ高等裁判所の判決と、上述したアラーハーバード高等裁判所およびボンベイ高等裁判所の訴訟との間には、2 つの重要な相違点があった。第一に、アーンドラ・プラデーシュ高等裁判所が強調したのは、SITA は憲法制定のずっと後に可決されたもので、憲法第 23 条を遵守させるために必要なものであるため、SITA には合憲性の推定がより大き



く働くということであった。アーンドラ・プラデーシュ高等裁判所の判事は、SITA 第 20 条によって課された制限は同法の趣旨に照らせば合理的であると判断し、Husna Bai および Begum Kalawat の訴訟での判決に異議を唱えた。判事は、立ち退きの期間に制限がかけられていないことを擁護した。その理由は、「風紀を乱すような傾向を女性から取り除くために、どれぐらいの時間がかかるかを命令時に推測する」ことはマジストレートには難しいというものであった<sup>139)</sup>。

第二に、この判事の判断では、マジストレートは SITA の下で抑制されない裁量あるいは恣意的な権限を持ってはいないとされた。判事は、記された訴訟手続きが司法にのっとったものであることを証明するため、段階を追って手続きを調べていった。アーンドラ・プラデーシュ州とウツタル・プラデーシュ州・ボンベイ州との間には相違点があることが実証された。その違いとは、アーンドラ・プラデーシュ州ではインド独立後の改革によって、マジストレートのレベルで行政から司法を切り離すことに成功していたことであった。アーンドラ・プラデーシュ高等裁判所は、司法が行政から切り離されている状態でマジストレートによって行使された裁量は、行政当局による裁量の行使と見做すことはできないとの判決を下した。行政機関では認められていないであろう裁量が、司法機関では認められうるのであった。

裁判所が SITA の合憲性を支持しようと、SITA を無効と見なそうと、議論の重点は、娼婦の権利から、国家が従わなければならない手順へと徐々に移っていった。判決は、マジストレートに与えられた裁量の問題によって決まるようになった。独立後の国家が行政から司法を切り離そうとしたため、マジストレートに対する見方は変化してきていたのである。

最高裁判所は全国で相反する判決が出されたことを受けて、Kaushalya Devi 訴訟でウツタル・プラデーシュ州政府が控訴することを認めた。最高裁判所は双方の激しい議論を聞き、SITA 第 20 条の有効性を支持することを決定し、Husna Bai 訴訟と Begum Kalawat 訴訟での判断を明確に否定した<sup>140)</sup>。そして、SITA 第 20 条に規定された手続きを検討し、それが司法調査の手続きに近似していると指摘した。国家が Kaushalya Devi に対して、自身への嫌疑が審理される機会を与えていたという事実は、彼女には公的査問の権利があることを意味していた。彼女は弁護士を雇用し、情報提供者に関する調査を求め、証人に反対尋問をし、自分の証拠を提示することができた。さらに、最高裁判所は、マジストレートの役割は司法的なものであり、したがって下級裁判所によって見直されうる

と判断し、マジストレートの役割に対する疑問に決着をつけた。

Kaushalya Devi の弁護士は、SITA 第 20 条が、憲法第 14 条で規定されている合理的な分類の原理を侵害していると主張していた。その根拠は、管轄内に居住する、異なるタイプの娼婦の間の区別をマジストレートが行うことを、第 20 条が許容しているからであった。Koka Subbarao 裁判長の判断によれば、合理的な分類の基準は明確な相違という考え方に基づいており、その区別は法律の目的と合理的な関連性を持つものであった。最高裁判所は、ひそかに売春を行っている娼婦や街の人気のない地区に住んでいる娼婦と、宗教施設や教育施設、その他の公共機関の近くにある賑やかなところに住んでいる娼婦との間には、明らかな違いがあると判断した。Subbarao 裁判長は以下のように説明した。

どちらも自分の身体を売っているが、前者より後者の方が、公衆、特に人生の多感な時期にある若い世代にとってはるかに危険である。人口過密地域や公共施設の近くで抑制なく移動できる彼女たちの自由は、風紀を荒廃させる役割を持つだけでなく、さらに悪いことに、現代だけでなく将来の世代にまで影響を及ぼす病気を拡大させる役割をも持っている。このような公衆の面前での商売は、醜聞や見苦しい喧嘩につながる可能性がある<sup>141)</sup>。

最高裁判所は、娼婦はインド全土で自由に移動し、居住する基本的人権を有しており、SITA の第 20 条は明らかにこの権利を制限しているという主張を認めた。しかし、そのような制限の合理性が「社会における生活の価値（中略）そして統制されるべき不道徳の程度と緊急性」によって決まるとも判断した。最高裁判所は、以前の、より中立的な売春の叙述からは距離を置いて、最もひどい娼婦たちを、その働いている場所から追放するような抜本的対策が、不道徳の程度と改良の緊急性によっては必要になるかもしれないと指摘した。娼婦たちはそれに対して、異なるマジストレートから次々と立ち退き命令を受けて、国中をさまよいつくことを強いられる状況につながるかもしれないと反論した。しかし、最高裁判所は、その主張は「幻想のようなものだ」として退けた。それに続けて、ある場所における娼婦の存在が（人口密度、学校および他の公共機関の存在を考慮して、）公衆に退廃的な影響を与える場合、売春という不道徳を抑制し、風紀を改善するために追放命令が必要であると述べた。

State of Uttar Pradesh v. Kaushalya Devi 裁判に対する最高裁判決によって、SITA の合憲性には決着

がついた。以後50年の間、さらなる憲法上の異議申立てが行われることはなかった<sup>142)</sup>。しかし、我々はこういったすべての訴訟への取り組みを無意味だったとし、国家の完全な勝利と見做してよいのだろうか。娼婦をめぐる語彙や組織化のあり方の変化について、訴訟から明らかになることがあるのではないか。憲法は、娼婦の生活の中でどのように重要性を持つようになったのだろうか。

## 結論

墮落した女性であっても、正当な理由がない限り、彼女から権利を奪うことはできない。

—— Subbarao 裁判長<sup>143)</sup>

憲法制定は、インドにおける売春の日常的な規制を変えた。第一に、憲法で人身売買を廃止することによって、憲法の起草者は、娼婦のための自由（個々の搾取者からの解放）の条件を作り出すことを模索しながら、一方で新たに自由となったこれらの国民の日常生活を規制するために、国に合法的な根拠も与えた。植民地時代とは対照的に、社会福祉の官僚たちによる廃止と救済の過程は、女性が公的な活動の中で役割を果たすことができる場として際立っていた。第二に、インド共和国で訴訟を起こす娼婦は、自らを公共の場で自身の権利を主張する経済的主体であると述べる事ができた。娼婦のそのような主張の中核をなしたのは、エリートの女性によって主張された、売春は非生産的な仕事であるという考えに異議を唱え、生産的な市民という考えを再定義したことであった。

Husna Baiの申立てから始まった訴訟の流れをどのように評価すればよいだろうか。女性と独立後の立憲共和制との関係について、そこからどのような洞察を得ることができるだろうか。法理的なアプローチを採用した場合、Husna Baiによって開始された訴訟の流れは、Kaushalya Devi訴訟における最高裁判決での敗北に行き着いたにすぎない。最高裁判所は、SITAを憲法上妥当であると明言し、娼婦の権利は公共の福祉のために制限されうると判断した。この解釈はインドのフェミニストの見解と類似していた。フェミニストたちが議論していたことは、法律とは家長制と近代性の覇権主義的な事業であり、その事業は特定の生き方や行動のみを合法化するものであること、および、権利が法律によって制度化されると、変革を起こすような潜在的な力が失われることであった<sup>144)</sup>。そのような解釈はまた、権利革命 (rights revolution) についてのアメリカの批評家たちからも支持されるだ

ろう。批評家たちが議論していたことは、裁判所には社会変革を起こす力が限られていること、および、訴訟にかかる負担が、訴訟で得られるわずかな司法上の勝利とは釣り合わないということであった<sup>145)</sup>。Prabha Kottiswaranは現代インドの性産業に関する法民族誌学研究を行っているが、その主張によれば、セックスイワーカーは訴訟のようなブルジョア的市民社会のメカニズムに参加することはあまりなく、政治社会への参加を通じてより大きな勝利を勝ち取ろうとしているという<sup>146)</sup>。

法に対するこのような懐疑論は、法的自由主義の勝ち誇った学説に修正を迫る、貴重なものである。しかし、単に司法判断の観点からのみ法動員 (legal mobilization) の成功または失敗を見ることは、社会における法の役割についての我々の理解を著しく制限することになる。

法的慣行と権利に関する言説は、正式な国家機関の外での活動を促進することになる<sup>147)</sup>。注目に値することは、Husna Baiによる申立ての前に、娼婦たちの間で、憲法上の労働の権利があることは国家が売春を廃止できないことを意味すると一般的に考えられていたことである。この主張はASMH (社会・道徳衛生諮問委員会) のメンバーに対しても数回行われていたため、委員たちは報告の冒頭でその事実を認めなければならなかった。娼婦は権利という言葉を持ち出し、中流階級によって構成される女性団体に言い返した。これに困惑したRameshwari Nehruは、「憲法によって与えられた、生計を立てるために、警察から妨害されずに商売を行う自由を求めて」、多くの娼婦が彼女の自宅にまでデモ行進をしに来たと述べている<sup>148)</sup>。

こういった事件をどのように解釈するとしても、最初に行わなくてはならないことは、訴訟に関係した娼婦の数〔訳者注：の多さ〕と、彼女たちが自信をもって表明した権利主張の両方の重要性を認めることである。このことは、インドの裁判所はブルジョアジーの独占的な領域であったという考え方を再考することを我々に迫る。Husna Baiのようなイスラム教徒の娼婦は、複数の次元で周縁化されていた存在であり、最近研究が進められている、植民地時代の法廷における他の抑圧されたグループと安易に同一視することはできない。Nita Verma PrasadとMittra Sharafiがそれぞれ行った研究では、ヒンドゥー教の未亡人とイスラム教の夫人が成し遂げた法律上の成功が、前者は「リベラルな裁判官」に、後者は「騎士道帝国主義 (chivalric imperialism)」に帰されている<sup>149)</sup>。しかし、貧しい未亡人や見捨てられた妻というのは、娼婦と比

較して同情の対象になりやすかった。実際、好意的な審理を行った裁判官さえも、娼婦を混乱をもたらす存在として認識していた。

私が主張したいのは、裁判所における娼婦の存在と彼女たちの法に対する意識はどちらも、彼女たちが周縁化されていたことの産物であったということである。19世紀半ば以降、娼婦は国家による厳しい監視と規制の対象となった。彼女たちの生活や動向はしばしば規制によって制限されており、違反した場合は国家当局から嫌がらせを受けた。娼婦は、警官や医師からソーシャルワーカーに至るまで、国家機関と複数の接点を持っていた。彼女たちは刑事司法制度を経験することを通じ、弁護士とも接触することになっただろう。したがって、彼女たちは、国家と直接接触することがほとんどない中流階級またはエリートの女性たちに比べて、自らに影響を及ぼす法律についてより自覚的であっただろう。

この仮説に対する直接的な証拠は断片的に存在している。アーグラを拠点にしていた娼婦の Mary は、1958年にインタビューを受けて、次のように述べている。「売春宿経営者と娼婦は、デリーで SITA が間もなく施行されることを知っていた。(中略) 彼らは SITA の規定に関して十分な知識を持っていたし、SITA が商業化された売春を禁じるものの、売春そのものを禁じるわけではないということを明確に認識していた」<sup>150)</sup>。娼婦は市民に必要な基本的な要件を實踐しており、財産を所有し、植民地登録簿に納税者として現れる数少ない女性グループの1つであった。Ghulam Abbas の短編小説「Aanandi」は、セックスワークが規制を回避できることに関して、説得力のある見識を与えてくれる。娼婦は市議会によって街の中心部から排除され、家を売り、結局街から何マイルも離れたところに土地を買う。しかし、娼婦の存在がこの僻地に客や様々な事業者を惹きつけ、売春宿が核となった新たな街の形成につながる。

さらに重要なのは、娼婦が単独で行動することがほとんどなかったことである。裁判所に現れたほとんどすべての訴訟は、複数の申立人によるものであった。Husna Bai の訴訟でさえ、彼女の申立てが市内の他の娼婦によって支持されていたことが明らかになった。法動員を支援した協会の役割もこれまで強調されてきた<sup>151)</sup>。地理的に制限された地区で生活し、血縁とカーストのつながりによって互いに結ばれていた娼婦たちは、1950年代に組織を作り出した。アラールハーバード踊り子組合とカルカッタの組織については、すでに説明した通りである。

これらの組織は職業団体であったので、娼婦を手助

けしていた慈善団体とはまったく異なっていた。ボンベイの赤線地帯に関する研究は、Gomatak Maratha Samaj (Naik コミュニティの少女たちの奉納を阻止しようとする、中流階級の男性が率いた組織) と Tawaifs & Deredars 協会 (表向きには音楽を振興し、その会員が音楽と踊りの訓練を受ける機会を提供した娼婦協会) を対比した。前者は、Naik の少女たちに結婚の機会を与えることに成功したとして称賛を受けたものの、後者は「無節操な人々を法の執行活動から守るための盾」として描写された<sup>152)</sup>。

この過程においてカーストの果たした役割は誇張され過ぎることはない。カーストは娼婦が組織をつくることを助けた。また、先祖代々娼婦をつとめたグループが存在したことは、人身売買の観点からのナラティブを複雑にした。植民地法では、慣習に従わない性行為のすべてを売春として均質化する努力がなされていた。にもかかわらず、裁判所は、高級娼婦のようなカテゴリーの文化的記憶を利用することができた。職業として売春を行う権利を擁護する議論を認めたり、裏付けたりするような慣習法上の権限が他に何もなかったことは印象的である。このような文化的カテゴリーが認識されていたために、インド、パキスタン、バングラデシュの最高裁判所が同性愛者であった男女の主張を退ける一方で、hijra や kwajasarah (伝統的なトランスジェンダーのコミュニティ) の性的な自律性の権利を認めることが可能になったのである<sup>153)</sup>。

法動員に関する研究が強調することは、意味を構築し、社会との交流を上手く行うために市民が引き出せる資源や慣習は、どのような文化においても限られているということであった<sup>154)</sup>。憲法が制定されたことにより、強力で新しい資源が作り出され、引き出すことができる資源が追加された。娼婦が資源を動員する能力は、娼婦の姿が司法制度に引き起こした偏見によって制限されていた。この相互作用は、どういった議論がより大きな法的牽引力を持つのかに我々が気づいた時に初めて明らかになる。Husna Bai は職業に従事する自由を SITA が制限していると主張した。しかし、このような主張は、Husna Bai の別の訴えと比較すると、容易に却下されるものであった。別の訴えとは、マジストレートに与えられた追放する権限が恣意的であり、その権限が彼女が自由に移動する権利を侵害しているというものである。マジストレートに無制限の権限を与えることなどによって、SITA が一般社会に悪影響を及ぼしているということを、娼婦はある程度示すことに成功していた。〔訳者注：政治学者の〕Michael McCann は次のように述べている。「矛盾を利用すること、沈黙を破ること、規則を統治者側に向

けること、既存の文化的伝統の中で変化に取り組むこと—これらはたいていの場合には伝統的に抑圧されていたり、周縁に位置する集団にとっては最も効果的な戦略である」<sup>155)</sup>。

裁判所によるこの認識は無意味ではなかった。Kaushalya Devi 訴訟の判決が出るまでは、それがほとんどの訴訟で判例として引用されていた。Kaushalya Devi 訴訟の判決が出された後ですら、Husna Bai と Begum Kalawat の判決は法律の教科書と解説で広く読まれたし、今でも弁護士によって使用され続けている。

訴訟は、サバルタンが話しているように見える稀有な事例のうちの1つでもあった。女性指導者たちは、周縁化された女性を代表して話すことで、独立した国家の中で自身の役割を自力で築いてきた。しかし、特に彼女たちにとっては、訴訟には最も厄介な特徴が残されたままであった。サバルタンが話しているように見える言葉は、人身保護令状の申立ての中にもはっきりとあらわれた。その申立てを行ったのが、回復施設や保護施設に押し込められたものの、国家の干渉から逃れようとした女性たちであった。こうした動きをうけ、ある社説は皮肉を込めて以下のように述べている。「SITA に準拠して、現在国内では墮落した女性の救済が体系的に行われているが、その救済の背後にある最初の仮定は、墮落した女性は救済されるのを求めているということである」。しかし、そのような女性が保護施設から逃亡したこと、そして、施設に閉じ込められていることに抗議したことを前に、社会学者や心理学者たちは「ある女性たちがもっていた尊厳に対する偏見の謎」に取り組まざるをえなくなった<sup>156)</sup>。これが娼婦の本物の声であったと私は述べているわけではない。しかし、憲法によって、娼婦を代弁する声が公の場で見えるようになったのは確かである。

女性団体は、娼婦たちの陳情を誰にも仲介されていない本物の言葉として捉えることに過度に批判的であった。ASMH 委員会は政府に対する報告書で、「すべての成人女性の言葉がそのまま信じられなければならない、未だに売春斡旋業者の影響下にある女性の法廷での供述も疑いがないものとして認められなければならないならば、彼女たちに対する嫌疑を法廷で理解させることはできない」と警告した<sup>157)</sup>。中央社会福祉委員会の Durgabai Deshmukh は、「乞食や娼婦が、自分たち

の昔からの職業に従事する権利が我々の憲法で保障されていると主張したと聞き、私はひどく心配」したと述べた<sup>158)</sup>。彼女や、同年代の人々にとって、解決策は憲法で保障された自由を修正する勇気を持ち、「少数の墮落した者の奇行のために、コミュニティ全体の福祉を犠牲にしないこと」にあった<sup>159)</sup>。

裁判所の見解に対する ASMH の反応はさらに激しいものであった。Rameshwari Nehru は、成人女性の個人的または自発的な売春でさえ違法となることを求めるような、売春の完全な廃止が行われるべきだと主張した。さらに、この目標を推進するために、商売・職業の自由の権利を廃止するように憲法を修正すべきだと主張した。司法上は勝利したけれども、訴訟を経験したことで、国はある程度警戒心をもつようになった。その警戒心は、人々が「軽薄な理由」で裁判所に訴えることを防ぐために、法をより明確にする要求がなされたことにも見出すことができる。Rameshwari Nehru は「法の不透明性」がソーシャルワークを抑制すると嘆いた<sup>160)</sup>。

1990年代初頭以来、学者や活動家は非犯罪化や福祉の実現のために、インドや他の発展途上国におけるセックスワーカーの動向に注意を払っている。しかし、そのような動向への関心が高まっていること背景に、セックスワーカーのニーズにさらに関与していくことの原因となった、国境を越えた NGO の台頭や HIV/AIDS に対する懸念があると理解されている<sup>161)</sup>。セックスは仕事であり得るという議論は、1980年代に西洋で現れた急進的な立場である。Husna Bai 訴訟が明らかにしたのは、インドの女性運動のビジョンに反して、インドではセックスワーカーが組織を作っていたことを示す長い歴史と、インド憲法を利用することによって構築された権利のナラティブである。司法判断がなされたにもかかわらず、性を金に替える自由はインド憲法の労働の自由によって保障されているという考え方は、今でも娼婦団体によって主張され続けている。Kaushalya Devi 判決から40年経った2012年には、カルカッタの娼婦の労働組合である Darbar Mahila Samanwaya 委員会が、インド憲法第19条と第21条を冒頭に置いたパンフレットを会員に配布し、生存と自由の権利だけでなく、商売と職業の権利を主張したのである。

## 【注】

- 1 . “Prostitute Files Writ Petition: Fundamental Right ‘Offended,’” *Statesman*, May 2, 1958.
- 2 . “Premature Petition by Prostitute,” *Statesman*, May 27, 1958.
- 3 . “Writ Petition by a Prostitute,” File 3/7/58 (1958), Police Branch IV, Ministry of Home Affairs Files, National Archives of India (NAI).
- 4 . Durgabai Deshmukh to Jawaharlal Nehru, September 7, 1954, Durgabai Deshmukh Papers, Nehru Memorial Museum and Library (NMML), New Delhi.
- 5 . Durgabai Deshmukh は 10 代からソーシャルワーク（社会事業）とナショナリストの政治運動（独立主義政治運動、民族主義政治運動）で活躍していたが、著名になったのは 1932 年の市民的不服従運動期であった。インド初の女性弁護士との 1 人で、1940 年代半ばまでにマドラスで数多くの刑事訴訟手続きをこなしていた。デリーにある連邦裁判所〔訳者注：1937 年に創設され、インド独立後は最高裁判所となった〕で弁護をする初の女性弁護士でもあった。1946 年に制憲議会に選出され、法案の起草や議論の過程で重要な役割を果たした。インド独立後は計画委員会の委員に任命され、その後、中央社会福祉委員会の議長になった。詳しくは、Durgabai Deshmukh, *Chintaman and I* (New Delhi: Allied, 1980) を参照せよ。
- 6 . 基本的人権が経済的社会的改革を引き起こそうとする政府計画と部分的に衝突してしまう可能性があることを、制憲議会はすでに予想していた。しかし、制憲議会の議論の記録から明らかになるように、議会のメンバーは、異議申し立ては旧体制の既得権者から来るだろうと想像していた。議論の中心は、提起された土地改革に対して、土地所有貴族が所有権に基づいて異議申し立てを行う可能性についてであった。それに加え、社会改良に対して、宗教的正統派が信教の権利に基づいて異議を唱える可能性もあった。こういった批判をかかわすために、所有権も信教の権利も憲法の文中でそれ相応に限定された。
- 7 . Swati Ghosh, “The Shadow Lines of Citizenship: Prostitutes’ Struggle over Workers’ Rights,” *Identity, Culture, and Politics* 5, nos. 1-2 (2004): 105-23.
- 8 . Philippa Levine, *Prostitution, Race, and Politics: Policing Venereal Disease in the British Empire* (New York: Routledge, 2003); Janaki Nair, *Women and Law in Colonial India: A Social History* (New Delhi: Kali for Women, 1996); Kunal Parker, “‘A Corporation of Superior Prostitutes’: Anglo-Indian Legal Conceptions of Temple Dancing Girls, 1800-1914,” *Modern Asian Studies* 32, no. 3 (1998): 559-633; Erica Wald, “From Begums and Bibis to Abandoned Females and Idle Women: Sexual Relationships, Venereal Disease, and the Redefinition of Prostitution in Early Nineteenth-Century India,” *Indian Economic Social History Review* 46, no. 1 (2009): 5-25; Kalpana Muvalar Ramamirthammal, *Muvalar Ramamirthammal’s Web of Deceit: Devadasi Reform in Colonial India* (New Delhi: Kali for Women, 2003); Ashwini Tambe, “The Elusive Ingénue: A Transnational Feminist Analysis of European Prostitution in Colonial Bombay,” *Gender and Society* 19, no. 2 (2005).
- 9 . これらのテーマについての研究は豊富である。家族法については、Eleanor Newbiggin, *The Hindu Family and the Emergence of Modern India: Law, Citizenship, and Community* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 2013) や Rochana Majumdar, *Marriage and Modernity: Family Values in Colonial Bengal* (Durham, NC: Duke University Press, 2009) を参照せよ。インド・パキスタン分離独立については、Ritu Menon, *Abducted Women, the State, and Questions of Honour: Three Perspectives on the Recovery Operation in Post-Partition India* (Canberra, Australia: Research School of Pacific Studies, 1993) や Urvashi Butalia, *The Other Side of Silence: Voices from the Partition of India* (Durham, NC: Duke University Press, 2001) を参照せよ。
- 10 . Roy, *Beyond Belief*, 33.
- 11 . 注目に値する例外が、日本で明治期初頭に発布された「芸娼妓解放令」である。詳しくは、Daniel V. Botsman, “Freedom without Slavery? ‘Coolies,’ Prostitutes, and Outcasts in Meiji Japan’s ‘Emancipation Moment,’” *American Historical Review* 116, no. 5 (December 2011): 1323-47 を参照せよ。
- 12 . この概要は、Wald, “From Begums and Bibis” や Ashwini Tambe, *Codes of Misconduct: Regulating Prostitution in Late Colonial Bombay* (Minneapolis: University of Minnesota Press, 2009) を参照せよ。
- 13 . 同上, xxvi.
- 14 . インド制憲議会には 15 人の女性がおり、少なくともその 3 分の 2 が全インド女性会議の元会員であった。1947 年に設置されたパキスタン制憲議会には Begum Jahanara Shah Nawaz と Shaista Suhrawardy Ikramullah という 2 人の女性がおり、それぞれパキスタン最大の州であるパンジャーブ州と（東）ベンガル州を代表していた。しかし、2 人は 1950 年代初頭までに辞任しており、制憲議会自体も 1952 年に総督によって解散させられた。パキスタンの第 2・3 番目の制憲議会には女性がいなかった。1949 年の初めに設置されたイスラエル議会のクネセット (Knesset) には女性が 12 人いたが、憲法を制定することはできなかった。
- 15 . “Bulletin of the Indian Women’s Movement,” January 1946, File No. 7, Hansa Mehta Papers, NMML.
- 16 . Lakshmi N. Menon to Hansa Mehta, October 11, 1946, File No. 6, Hansa Mehta Papers, NMML.
- 17 . “Draft Charter of Rights and Duties for Indian Women,” File No. 9-A, Hansa Mehta Papers, NMML.
- 18 . “AIWC Memorandum to Central and Provincial Governments,” File No. 7, Hansa Mehta Papers, NMML.
- 19 . Purnima Banerjee, *Constituent Assembly Debates*, October 11, 1949.
- 20 . Shakuntala Lal, “ASMH: What it Stands For,” *Social Health* 1 (July 1962): 7.
- 21 . “Draft Charter of Rights and Duties for Indian Women.”
- 22 . Rohit De, “The Birth of SITA: Sex Work, Social Work, and Social Science in the Indian Republic (1947-1960),” in *Political Imaginaries of Modern India*, ed. Manu Goswami and Mrinalini Sinha (forthcoming).
- 23 . T. T. K. Krishnamachari, *Constituent Assembly Debates*, March 1, 1947.

24. Biswanath Das, *Constituent Assembly Debates*, May 1, 1947.
25. Gyan Prakash, *Bonded Histories: Genealogies of Labor Servitude in Colonial India* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 1990), xxii.
26. Botsman, "Freedom without Slavery?", 1344.
27. David Scott, *Refashioning Futures: Criticism after Postcoloniality* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1999), 82-83.
28. Article 35, Constitution of India, 1950.
29. "Statements of Objects and Reasons," SITA, 1956.
30. De, "Birth of SITA."
31. Deshmukh, *Chintaman*; Durgabai Deshmukh to G. B Pant, File 46/53, Vol. 3, 1953, Police Branch II, Ministry of Home Affairs Files, NAI.
32. Julia Laite, "The Association for Moral and Social Hygiene: Abolitionism and Prostitution Law in Britain (1915-1959)," *Women's History Review* 17, no. 2 (April 2008): 207-23.
33. Stephen Legg, "An Intimate and Imperial Feminism: Meliscent Shephard and the Regulation of Prostitution in Colonial India," *Environment and Planning: Society and Space*, 28 (2010): 68-94.
34. "Indian Women Leaders: Mrs. Rameshwari Nehru," *Times of India*, May 29, 1953.
35. Durgabai Deshmukh, "Presidential Address," Fifth All India Conference, 1956, Durgabai Deshmukh Papers, NMML.
36. 注目に値するのは、Rameshwari Nehru あるいは Durgabai Deshmukh が内務省を訪問する直前になって、内務省官僚が SITA に関する書類〔の用意〕に取り組み始めたように見えることである。詳しくは、File 46/53, Volume 3, 1953, Police Branch II, Ministry of Home Affairs Files, NAI を参照せよ。
37. Durgabai Deshmukh to Jawaharlal Nehru, September 7, 1954, Durgabai Deshmukh Papers, NMML.
38. この中には、1923 年の「ボンベイ売春防止法」(Bombay Prevention of Prostitution Act), 1930 年の「マドラス不道徳人身売買抑止法」(Madras Suppression of Immoral Traffic Act), 1933 年の「ベンガル人身売買抑止法」(Bengal Suppression of Immoral Traffic Act), 1933 年の「ウッタール・プラデーシュ州人身売買抑止法」(Uttar Pradesh Suppression of Immoral Traffic Act), 1935 年の「パンジャール州不道徳人身売買抑止法」(Punjab Suppression of Immoral Traffic Act), 1953 年の「マディヤ・プラデーシュ州不道徳人身売買抑止法」(Madhya Pradesh Suppression of Immoral Traffic Act), 1948 年の「ビハール州不道徳人身売買抑止法」(Bihar Suppression of Immoral Traffic Act), 1936 年の「マイソール不道徳人身売買抑止条例」(Mysore Suppression of Immoral Traffic Act), 1952 年の「トラヴァンコール・コーチン不道徳人身売買抑止条例」(Travancore-Cochin Suppression of Immoral Traffic Act), 1952 年の「ハイデラバード不道徳人身売買抑止条例」(Hyderabad Suppression of Immoral Traffic Act), 1953 年の「アジュメール売春予防条例」(Ajmer Prevention of Prostitution Act), 1940 年の「パティヤラ不道徳人身売買抑止法」〔訳者注：当時、パティヤラ藩王国〕(Patiala Suppression of Immoral Traffic Act), 1934 年の「不道徳人身売買抑止法」(ジャンムール・カシュミール)〔訳者注：当時、ジャンムール・カシュミール藩王国〕(Suppression of Immoral Traffic Act (Jammu and Kashmir)) などが含まれる。1934 年の「ボンベイ・デーヴァダーシー保護法」(Bombay Devadasi Protection Act) と 1938 年の「マドラス・デーヴァダーシー奉納防止法」(Madras Devadasi Prevention of Dedication Act) は、寺院への女性の奉納を廃止するために制定された特別法であった。最後に、1929 年の「ウッタール・プラデーシュ Naik 女子保護法」(Uttar Pradesh Naik Girls Protection Act) は、未成年の女性を娼婦として養成する慣行をやめさせるために、18 歳未満のすべての女性の個人情報収集する権限と彼女らの移動を規制・制限する権限をマジストレートに与えた。
39. Central Social Welfare Board, *Report of the Advisory Committee*.
40. Regina Kuenzel, *Fallen Women, Problem Girls: Unmarried Mothers and the Professionalization of Social Work, 1890-1945* (New Haven, CT: Yale University Press, 1993).
41. S.5, SITA, 1956.
42. S.8, SITA, 1956.
43. S.10(1)(a), SITA, 1956.
44. *In re Shantibai Rani Benoor, All Indian Reporter* (AIR) 1951 Bom 337; *Smt Sona Bai and Others v. Municipality of Agra*, AIR 1956 All 736.
45. A. S. Mathur and B. L. Gupta, *Prostitutes and Prostitution* (Agra, India: Ram Prasad, 1965), 189.
46. Vidyadhar Agnihotri, *Fallen Women: A Study with Special Reference to Kanpur* (Kanpur: Maharajas, 1954), 17.
47. "Brothel Owners Get Ready for Legal Battle: Implementation of Immoral Traffic Act Difficult," *Statesman*, April 25, 1958.
48. "Immoral Traffic Suppression Protest in Delhi," *Times of India*, April 30, 1958.
49. "Allahabad Dancing Girls Form Union," *Hindustan Times*, May 3, 1958.
50. "Prostitute Files Writ Petition: Fundamental Right Offended," *Statesman*, May 2, 1958.
51. "Prostitutes' Plea Rejected: Circuit Court Decision," *Times of India*, May 8, 1958.
52. Note to Joint Secretary, Serial No. 4, File 37/3/58, 1958, Police Branch IV, Ministry of Home Affairs Files, NAI.
53. "Immoral Traffic," *Times of India*, May 7, 1958.
54. Julia Laite, *Common Prostitutes and Ordinary Citizens: Commercial Sex in London, 1885-1960* (London: Palgrave Macmillan, 2010).
55. Tambe, *Codes of Misconduct*, 39.
56. 調査員によれば、警察との関係についての質問は、回答者に疑惑や恐怖感を抱かせ、それに答えたのは少数であった。S. D. Punekar and Kamala Rao, *A Study of Prostitutes in Bombay (With Reference to Family Background)* (Bombay: Allied, 1962), 154.
57. Tambe, *Codes of Misconduct*, 117.
58. "Prostitutes in Indian Censuses," File 46/53, Vol. 3, 1953, Police Branch II, Ministry of Home Affairs Files,

- NAI.
59. Rameshwari Nehru to G. B. Pant, January 10, 1959 Subject File 31, Rameshwari Nehru Papers, NMML.
60. "Steps to Suppress Immoral Traffic: Dissatisfaction Voiced in Lok Sabha," *Times of India*, September 24, 1958.
61. Petition from Bismillah, a prostitute formerly residing in Agra Cantonment, against her expulsion from that cantonment, 1918, Legislative Branch, Ministry of Home Affairs Files, NAI.
62. 娼婦はナショナリストの政治運動を行うことができなかった。周知の通り、Gandhi は国民会議派のメンバーでもあり、資金提供もしている東ベンガル出身の 350 人の娼婦が、組織で役職に就こうとするのを拒否した。なぜなら、swaraj (独立自治) のための闘争を率いることができるのは「手の清い者」のみであったからである。Ashwini Tambe, "Gandhi's 'Fallen' Sisters: Difference and the National Body Politic," *Social Scientist* 37, nos. 1/2 (2009): 21-38.
63. Tambe, *Codes of Misconduct*, 39.
64. Stephen Legg, *Scales of Prostitution: International Governmentalities and Interwar India* (Durham, NC: Duke University Press, 2014).
65. *Municipal Committee of Delhi v. Moti Jan*, (1930) 123 IC 536; *Moti Jan v. Municipal Committee, Delhi* (1926) 93 IC 827.
66. Wald, "From *Begums and Bibis*"; Veena Talwar Oldenburg, "Lifestyle as Resistance: The Case of the Courtesans of Lucknow, India," *Feminist Studies* 16 (1990): 259-87; Kunal M. Parker, "'A Corporation of Superior Prostitutes': Anglo-Indian Legal Conceptions of Temple Dancing Girls, 1800-1914," *Modern Asian Studies* 32, no. 3 (1998): 559-633.
67. Amanda Weidman, *Singing the Classical, Voicing the Modern: The Postcolonial Politics of Music in South India* (Durham, NC: Duke University Press, 2006).
68. Amanda Weidman, "Stage Goddesses and Studio Divas: Agency and the Politics of Voice," in *Words, Worlds, and Material Girls: Essays on Language, Gender, Globalization*, ed. Bonnie McElhinny (Berlin: Mouton de Gruyter Press, 2007), 131-56; Vikram Sampath, *My Name Is Gauhar Jaan: Life and Times of a Musician* (Delhi: Rupa, 2010).
69. *Parbatti Dassi v. King Emperor*, AIR 1934 Cal 198.
70. Mazhar Husain, *The Suppression of Immoral Traffic in Women and Girls Act, 1956: With Commentary and Case Law* (Lucknow: Eastern Book, 1958), 5; B. R. Beotra, *The Suppression of Immoral Traffic in Women and Girls Act, 1956 (with State Rules)* (Allahabad: Law Book, 1962), 12.
71. この訴訟は、以下の裁判でも引用されている。*Razia v. State of Uttar Pradesh*, AIR 1957 All 340; *Balwant and Others v. Deputy Director*, AIR 1975 All 295.
72. S.247, United Provinces Municipalities Act, 1917.
73. *Municipal Board, Etah v. Asghari Jaan and Mt. Bismillah*, AIR 1932 All 264.
74. 同上。
75. 同上。
76. フェミニスト研究者は、女性の好ましい行動と好ましくない行動（この場合は高級娼婦と普通の娼婦）を国家が区別することに基づく方策に対して警告を発している。Prabha Kotiswaran, "Labours in Vice or Virtue? Neo-Liberalism, Sexual Commerce, and the Case of Indian Bar Dancing," *Journal of Law and Society* 37, no. 1 (March 2010): 105-24.
77. *Sona Bai and others v. Municipal Board, Agra*, 1956 AIR (All) 76.
78. インドの国勢調査では、売春は 1920 年代から非生産的労働のその他形態というカテゴリーに分類されていた。"Prostitutes in Indian Censuses," File 46/53, Vol. 3, 1953, Police Branch II, Ministry of Home Affairs Files, NAI.
79. Rajeshwari Sundar Rajan, "The Prostitution Question(s): Female Agency, Sexuality and Work," in *Sex Work: Issues in Contemporary Indian Feminism*, ed. Prabha Kotiswaran (Delhi: Women Unlimited, 2011), 130.
80. たとえば、*Kamalabai Jethamal v. State of Maharashtra*, AIR 1962 SC 1189 や *State of Uttar Pradesh v. Kaushalya Devi*, AIR 1964 Supreme Court of India (SC) 416 を参照せよ。両裁判では、申立てがはじまってから、高等裁判所からの上訴が最高裁判所によって最終的に棄却されるまでに 2 年がかかった。
81. Central Social Welfare Board, *Report of the Advisory Committee*, 11.
82. Mathur and Gupta, *Prostitutes*, 3 や Agnihotri, *Fallen Women*, 3 を参照せよ。
83. Kamaladevi Chattopadhyay, "Presidential Address," All India Conference of the ASMH, Kamaladevi Chattopadhyay Papers, NMML.
84. Central Social Welfare Board, *Report of the Advisory Committee*, 4.
85. Agnihotri, *Fallen Women*, 8.
86. Central Social Welfare Board, *Report of the Advisory Committee*, 6.
87. S. D. Puneekar and Kamala Rao, *A Study of Prostitutes in Bombay: With Reference to Family Background* (Bombay: Lalvani Pub. House, 1967) 142.
88. S.7(2)(a), SITA, 1956.
89. S.372, Indian Penal Code, 1875.
90. *Chiranjit Lal Chowdhury v. Union of India*, AIR 1951 SC 41.
91. この点についての判例として Sahai 判事が引用したのは、野菜売りの初期の申立て（〔訳者注：De, *A People's Constitution* の〕Introduction を参照せよ）の 1 つである、*Rashid Ahmad v. Municipal Board, Kairana*, AIR 1963 SC 163 であった。
92. S.18, S.20, SITA, 1956.
93. Agnihotri, *Fallen Women*, 97.
94. Serials 8 and 9, 37/3/58, 1958, Police Branch IV, Ministry of Home Affairs Files, NAI.
95. AIWC Opinion of Mrs. Mithan J. Lam (Bill No. 58 of 1954), File No. 138, Installment IV, All India Women's Conference Papers, NMML.
96. Central Social Welfare Board, *Report of the Advisory Committee*, 4.

97. Ashwini Tambe, "Brothels as Families: Reflections on the History of Bombay's *Kothas*," *International Feminist Journal of Politics* 8, no. 2 (2006): 223.
98. Punekar and Rao, *Study of Prostitutes*, 144.
99. B. N. Data, Minister for Law and Justice, note, File 37/3/58, 1958, Police Branch IV, Ministry of Home Affairs, NAI.
100. Mazhar Hussein (1958), *The Suppression of Immoral Traffic in Women and Girls Act, 1956: With Commentary and Case Law* (Lucknow: Eastern Book, 1958), 62.
101. Alishon Bashford, *Imperial Hygiene: A Critical History of Colonialism, Nationalism, and Public Health* (Basingstoke, UK: Palgrave Macmillan, 2004).
102. Stephen Legg, "Stimulation, Segregation and Scandal: Geographies of Prostitution Regulation in British India, Between Registration (1888) and Suppression (1923)," *Modern Asian Studies* 46, no. 6 (2012): 1459-1505.
103. Municipal Board, *Etah v. Asghari Jaan and Mt. Bismillah*, AIR 1932 All 264.
104. *Kachanmala Dassi v. Lilabati Debi*, AIR 1951 Cal 164.
105. *Municipal Committee, Malerkotla v. Mohd. Mustaq and Others*, AIR 1960 Punjab and Hisraela 18.
106. *In re Shantabai Rani Benoor*, AIR 1951 Bom 337.
107. "Order on Poona Women Void: Case under Prevention of Prostitution Act," *Times of India*, November 29, 1950.
108. *Jesinghbhai Ishwarlal v. King Emperor*, AIR 1950 Bom 363.
109. Durgabai Deshmukh to Jawaharlal Nehru, September 7, 1954, Durgabai Deshmukh Papers, NMML.
110. *Shama Bai and Another v. State of Uttar Pradesh*, AIR 1959 All 57.
111. *Mt. Chanchal v. King Emperor*, AIR 1932 All 70.
112. *Mt. Muhammadi v. King Emperor*, AIR 1932 All 110; *Mt. Naziran v. King Emperor*, AIR 1932 All 537.
113. *State of West Bengal v. Anwar Ali Sarkar*, AIR 1952 SC 75; Rohit De, "Rebellion, Dacoity, and Equality: The Emergence of the Constitutional Field in Postcolonial India," *Comparative Studies of South Asia, Africa, and the Middle East* 34, no. 2 (2014): 260-78.
114. *Yick Wo v. Hopkins* (1886) 118 U.S. 356.
115. "Proposed Law Minister Conference: Separation of Judiciary from the Executive," File 9/1/60, Judicial Branch, Ministry of Home Affairs Files, NAI.
116. Bombay Prevention of Prostitution Act, File 13/13/55, 1955, Police Branch II, Ministry of Home Affairs Files, NAI.
117. S.20(2), SITA, 1956.
118. Minister of law to minister of home affairs, note, September 17, 1958, File 37/3/58, 1958, Police Branch IV, Ministry of Home Affairs, NAI.
119. 同上。
120. *State of West Bengal v. Anwar Ali Sarkar*, AIR 1952 SC 75.
121. *Mt. Chanchal v. King Emperor*, AIR 1932 All 70.
122. *Chiranjit Lal Chowdhury v. Union of India*, AIR 1951 SC 41.
123. 例えば, "Suppression of Immoral Traffic Act Held Valid: Woman's Plea Fails," *Times of India*, May 27, 1958 など。
124. S. Balakrishna, Assistant Legal Advisor, note, File 37/3/58, 1958, Police Branch IV, Ministry of Home Affairs Files, NAI.
125. "State's Appeal Dismissed: Case against Prostitute," *Times of India*, July 13, 1960.
126. *Municipal Committee, Malterkotla v. Mod Mushtaq and Others*, AIR 1960 Punjab and Haryana 18.
127. *Kamla China v. State of Delhi*, AIR 1963 Punjab and Haryana 36.
128. *Begum Do Hussain Saheb Kalawat and Another v. State of Bombay*, 1963 (1) *Criminal Law Journal* 148.
129. *Cooverjee v. Excise Commissioner, Ajmer*, AIR 1954 SC 220.
130. Central Social Welfare Board, *Report of the Advisory Committee*, 32.
131. *Kaushalya v. State of Uttar Pradesh*, AIR 1963 All 71.
132. 判例となったのは, *Phool Din. v. State of Uttar Pradesh*, AIR 1952 All 491.
133. *Narenda Kumar v. Union of India*, AIR 1960 SC 430.
134. William Broome 判事はインドにおける最後のイギリス人判事であり, インド独立後に高等裁判所の判事に任命されたイギリス人は彼だけであった。インド人女性と結婚し, 子供をヒンドゥー教徒として育てた Broome は, 完全にインドの政体に溶け込んだ。Douglas McDonald, "Becoming Indian: William Broome and Colonial Continuity in Postindependence India," *Indian Historical Review* 42, no. 2 (2015): 303-31.
135. *Hari Khemu Gawali v. Deputy Commissioner of Police, Bombay*, AIR 1956 SC 559.
136. "Curbs Held Void; Women's Petitions Allowed," *Times of India*, November 20, 1961.
137. *Kaushalya v. State of Uttar Pradesh*, AIR 1963 All 71.
138. *Vanga Seetharamamma v. Chitta Sambasiva Rao and Another*, AIR 1964 AP 400.
139. 同上。
140. *State of Uttar Pradesh v. Kaushaliya and Others*, AIR 1964 SC 416.
141. 同上。
142. *Sahyog Mahila Mandal v. State of Gujarat*, (2004) 2 GLR 1764.
143. *State of Uttar Pradesh v. Kaushaliya and Others*, AIR 1964 SC 416.
144. Nivedita Menon, *Subversive Sites: Feminist Politics beyond the Law* (Chicago: University of Illinois Press, 2004).
145. この見解の典型的な論述については, Stuart A. Scheingold, *The Politics of Rights: Lawyers, Public Policy, and Social Change* (New Haven, CT: Yale University Press, 1974) や Gerald Rosenberg, *The Hollow Hope: Can Courts Bring about Social Change?* (Chicago: University of Chicago Press, 1990) を参照せよ。
146. Prabha Kottiswaran, "Sword or Shield? The Role of Law in the Indian Sex Worker's Movement," *Inter-*



- ventions 15, no. 4 (2013): 530-548. バーの踊り子に関して類似の議論を行った研究としては, Anna Morcom, “‘The Cure is Worse than the Disease’: Mumbai Dance Bars, and New Forms of Justice in the History of Female Public Performers in India,” *Cultural and Social History* 14, no. 4 (2017): 499-512 を参照せよ。
147. Martha Minow, “Interpreting Rights: An Essay for Robert Cover,” *Yale Law Journal*, 96 (1987): 1860-1915.
148. Rameshwari Nehru, “Presidential Address,” All India Conference on Social and Moral Hygiene, 1960, 110. File 29, Rameshwari Nehru Papers, NMML.
149. Nita Verma Prasad, *Defensive Widows, Litigious Widows, Imagined Widows: Inheritance Disputes in the Courts of the Raj, 1875-1911* (Berkeley: University of California, 2006).
150. Mathur and Gupta, *Prostitutes*, 189.
151. Michal McCann, *Rights at Work: Pay Equity Reform and the Politics of Legal Mobilization* (Chicago: University of Chicago Press, 1994).
152. Punekar and Rao, *Study of Prostitutes*, 179.
153. *National Legal Services Authority v. Union of India*, (2014) 5 SCC 438.
154. McCann, *Rights at Work*, 305.
155. 同上, 308.
156. “Voluntary Vice,” *Times of India*, December 11, 1959.
157. Central Social Welfare Board, *Report of the Advisory Committee*, 33.
158. Deshmukh, “President Address.”
159. Durgabai Deshmukh to G. B. Pant, File 46/53, Vol. 3, 1953, Police Branch II, Ministry of Home Affairs Files, NAI.
160. Rameshwari Nehru to G. B. Pant, January 10, 1959, Subject File 31, Rameshwari Nehru Papers, NMML.
161. Chaitanya Lakkimsetti, “HIV Is Our Friend”: Prostitution, Biopower, and the State in Postcolonial India,” *Signs* 40, no.1 (2014): 201-26; Moni Nag, “Sex Workers in Sonagachi: Pioneers of a Revolution,” *Economic and Political Weekly*, January 2005.
- ※この翻訳は、ロヒート・デー氏の著書 *A People’s Constitution: The Everyday Life of Law in the Indian Republic* の出版元である Princeton University Press の承認を得て掲載するものである。この翻訳を UCRC 及び Princeton University Press の許可なく転載することはお断りする。

(大阪市立大学大学院文学研究科元・客員研究員)

【2021年8月27日受付／2021年11月5日受理『都市文化研究』編集委員会】